

ブルネイ・ダルサラーム国は 死刑執行を再開するのか

永 田 憲 史

目 次

- 1 はじめに
- 2 ブルネイの立法形態
- 3 非イスラム法における死刑に関する規定
- 4 イスラム法における死刑に関する規定
- 5 2013年シャリーア刑法典命令の施行をめぐる動き

1 はじめに

いわゆる事実上の死刑廃止国において、死刑を法定刑とする新たな犯罪類型が創設されたり、死刑を法定刑とする犯罪類型を含む法令が制定されたりした場合、死刑執行再開に向けて敢為邁往していると理解すべきであろうか。

東南アジアに位置する人口約45万人¹⁾の小規模な国家ブルネイ・ダルサラーム国 (Brunei Darussalam)²⁾ (以下、「ブルネイ」とする) は、制定法上、死刑を法定刑とする犯罪類型を有し、死刑の言渡しを行ってきた。ブルネイにおける死刑確定者は、少なくとも1名³⁾、資料によっては6名とする記述も見

1) 2018年7月の推計によれば、450,565人である。Central Intelligence Agency, *The World Factbook, Brunei*. Available at: <<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bx.html>> [Accessed 31 August 2019; hereinafter omitted].

2) 産油国ということもあって、1人当たりの国民総所得 (Gross National Income; GNI) は、31,020米ドル (2018年の数値) と高い。The World Bank, Available at: <<https://data.worldbank.org/indicator/ny.gnp.pcap.cd>>.

3) Death Penalty Worldwide, *Death Penalty Database*. Available at: <<https://www.deathpenaltyworldwide.org/country-search-post.cfm?country=Brunei>>.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

受けられ⁴⁾、重大事犯を収容するジェルドン (Jerudong) 刑務所に収容されていると言う⁵⁾。一方、ブルネイは、以下で紹介するようにイギリスの保護領であった1957年を最後に死刑執行を停止してきた⁶⁾、事実上の死刑廃止国である。

長らく事実上の死刑廃止国であったブルネイにおいて、死刑を法定刑とする犯罪類型の規定を含むイスラム法 (シャリーア) (*Shari'a*) の命令が国王により発布されたのは2013年のことであった。この命令のうち、死刑を法定刑とする犯罪類型の部分は、当初、施行されていなかったが、2019年に施行された。

果たして、ブルネイは、事実上の死刑廃止国から死刑存置国へと転じようとしているのか。

本稿においては、2013年に発布されたイスラム法の命令も含めて、ブルネイにおける死刑に関する規定を総覧し、ブルネイの死刑執行再開の可能性を分析することとしたい。死刑に関する規定を有する立法の位置付けを理解するために、まず、ブルネイの立法形態について概観することから始めたい。

2 ブルネイの立法形態

ブルネイには、マレーシアと同様に、① イスラム法 (シャリーア) と、② イギリス法を継受した非イスラム法 (コモン・ロー) の2つの立法群が存在している⁷⁾。

もともと、死刑を法定刑とする犯罪類型が規定されていたのは、非イスラム法であった。その後、ブルネイでは、2013年にイスラム法の成文法にも死刑を

4) Hands Off Cain. Available at: <<http://www.handsoffcain.info/bancadati/asia-middle-east-australia-and-oceania/brunei-darussalam-50000160>>.

5) Death Penalty Worldwide, *supra* note 3.

6) 辻本義男ほか編著『アジアの死刑』(成文堂、1993) 177頁。Death Penalty Worldwide, *supra* note 3; Hands Off Cain, *supra* note 4; Yvette Tan, Brunei implements stoning to death under anti-LGBT laws (3 April 2019), *BBC News*. Available at: <<https://www.bbc.com/news/world-asia-47769964>>.

7) Kamari, M. H., *Crime and Punishment in Islamic Law -A Fresh Interpretation* (Oxford University Press, 2019), p. 284.

法定刑とする犯罪類型が規定されるに至った。

死刑を法定刑とする犯罪類型を規定したイスラム法の成文法は、非常事態布告 (Proclamation of Emergency) による非常事態宣言の下での国王陛下 (His Majesty the Sultan and Yang Di-Pertuan)⁸⁾ による命令 (Order) という形式をとっている。こうした命令によって犯罪と刑罰、特に死刑を法定刑とする犯罪類型が規定されることは罪刑法定主義の観点から大きな問題を孕むと考えられるところ、ブルネイでは、かかる命令が憲法の規定に基づいて発布されている。どのような経緯で、憲法にかかる命令を許容する規定が設けられたのか、また、どのような状況の下で国王陛下による命令が発布されているのかについて概観しておくこととしたい。

古くから王国であったブルネイは、1888年にイギリスが外交を担うこととなり、1906年には内政もイギリスが担うこととされて、イギリスの保護領となった⁹⁾。1959年のイギリス・ブルネイ協定により、ブルネイは、国防と外交を除く限定的な内政自治権を回復し、同時に、ブルネイ・ダルサラーム国憲法 (Constitution of Brunei Darussalam)¹⁰⁾ (以下、「ブルネイ憲法」とする) 及び1959年王位継承・摂政任命布告 (Succession and Regency Proclamation,

8) 「国王陛下」という訳については、竹下秀邦解説・訳「ブルネイ・ダルサラーム国」萩野芳夫『アジア憲法集 第2版』(明石書店、2007) 87頁以下に倣った。以下、条文に関わる記述においては、「国王陛下」と記載し、それ以外の箇所については「国王」と記載することとする。

9) 以下の歴史については、安田信之『アジアの法と社会』(三省堂、1987) 109頁、竹下・前掲注(8) 88-91頁、稲正樹ほか編著『アジアの憲法入門』(日本評論社、2010) 109-110頁参照。

10) S 57/1959; Laws of Brunei CONST. I; B. L. R. O. 2/2011. 法律及び命令は、非イスラム法もイスラム法もまとめて、*Brunei Darussalam Government Gazette* に編纂され、S 69/2013 のように Gazette Notification No. の前にSを付し、制定順と制定年を一体として表記する慣行となっている(なお、Gazette Notification No. のほかに Gazette No. が別途あるが、通例、記載されない)。CONST. は Constitution の略号であり、B. L. R. O. は Brunei Law Revision Order の略号である。以下、法令については、非イスラム法及びイスラム法ともに、検事総長室 (Attorney General's Chambers) の *Legislation Online* から入手した。Available at: <<http://www.agc.gov.bn/AGC%20Site%20Pages/Legislation%20Online.aspx>>.

1959)¹¹⁾ を定めた。

ブルネイ憲法は、イスラム教を国教と定め¹²⁾、国教の長を国王陛下としている¹³⁾。また、ブルネイ憲法は、最高行政権を国王陛下に授け¹⁴⁾、国王陛下が行政権を行使するとし¹⁵⁾、国王陛下が首相 (Prime Minister) 及び王室ブルネイ国軍最高司令官 (Supreme Commander of the Royal Brunei Armed Forces) を兼ねるとしている¹⁶⁾。さらに、国王陛下は、ブルネイの平和、秩序、治安及びよき統治のために立法を行う権限を有している¹⁷⁾。このように、国王陛下の権限は、宗教、行政、立法に及び、広範かつ強大である。一方、ブルネイ憲法は、基本権や司法に関する条項を有せず、憲法として特殊なものである¹⁸⁾。

ブルネイ憲法制定後の1962年郡評議会選挙において、ボルネオ連邦化を唱えるブルネイ人民党がほぼ全ての議席を獲得した。国王が立法上の諮問機関に当たる立法評議会 (Legislative Council)¹⁹⁾ の開催を遅らせると、同党は武装蜂起したが (ブルネイ反乱)、イギリスに鎮圧された。この際、国王はブルネイ憲法に基づいて非常事態布告により非常事態を宣言した²⁰⁾。ブルネイ憲法上、非常事態布告の効力は最長で2年とされ、再度の発布が可能とされているため²¹⁾、以来、ブルネイでは、現在に至るまで、2年ごとに非常事態宣言が更新

11) S 98/1959; Laws of Brunei CONST. II; B. L. R. O. 2/2011.

12) Article 3 (1) of the Constitution of Brunei Darussalam.

13) Article 3 (2) of the Constitution of Brunei Darussalam. スンナ派のシャーフイー (*Shafeite; al-Shāfi'i*) 学派とされている。Article 2 (1).

14) Article 4 (1) of the Constitution of Brunei Darussalam.

15) Article 4 (2) of the Constitution of Brunei Darussalam. 国王陛下は恩赦の権限を有する。Article 9 (1).

16) Article 4 (1A), (1B) of the Constitution of Brunei Darussalam.

17) Article 39 of the Constitution of Brunei Darussalam.

18) 安田・前掲注 (9) 109頁、竹下・前掲注 (8) 88-90頁、稲ほか編著・前掲注 (9) 109頁。

19) Articles 23-55 of the Constitution of Brunei Darussalam.

20) Article 83 (1) of the Constitution of Brunei Darussalam.

21) Article 83 (2) of the Constitution of Brunei Darussalam.

され続けている。

この間、1967年には、譲位により、ハサナル・ボルキア (*Hassanal Bolkiah*) が国王に即位した。また、1984年に、ブルネイはイギリスから独立した。

ブルネイの議会に当たる立法評議会は、1971年には無期停会とされ、1984年の独立時に関連する憲法規定が停止されるなど²²⁾、長期にわたってその活動がなされてこなかった。2004年になってようやく、立法評議会は再開されたが、前述のように、立法権は国王陛下にあり、立法評議会は諮問機関にすぎない。

しかも、ブルネイ憲法は、非常事態布告がなされ、その効力が持続する期間、国王陛下が公共の利益にとって望ましいと自らが判断するいかなる命令をも発布することができるとしている²³⁾。また、この命令においては、当該命令の違反行為に対する刑罰を規定することができる²⁴⁾。本稿が取り上げる、2013年に発布された死刑を法定刑とする犯罪類型を規定したイスラム法の成文法は、ブルネイ憲法に基づいた非常事態布告による非常事態宣言の下での国王陛下による命令という形式をとっている。

次章では、もともと死刑を法定刑とする犯罪類型を規定してきた非イスラム法における死刑に関する規定を紹介することとする。

3 非イスラム法における死刑に関する規定

(1) 死刑を法定刑とする犯罪類型

① 刑 法 典

非イスラム法において、死刑についての総則的規定を有するとともに、死刑を法定刑とする多数の犯罪類型を規定しているのは、1952年5月1日に施行された刑法典 (Penal Code) である²⁵⁾。

22) S8/1984.

23) Article 83 (3) of the Constitution of Brunei Darussalam. その対象は国権のほぼ全てに及び、制定法の改正も可能である。Article 83 (4).

24) Article 83 (3) of the Constitution of Brunei Darussalam.

25) No. 16 of 1951; Laws of Brunei CAP. 22; B. L. R. O. 1/2016. CAP. は Chapter の略号である。Laws of Brunei に編纂されている主要な非イスラム法は、Chapter ➤

刑法典は、行為者に対して科す刑罰（punishment）として、死刑（death）²⁶⁾のほか、終身刑（imprisonment for life）²⁷⁾、拘禁刑（imprisonment）²⁸⁾、財産没収（forfeiture of property）²⁹⁾、罰金刑（fine）³⁰⁾、鞭打刑（whipping）³¹⁾を規定している。

もっとも、行為者に対して死刑、終身刑及び7年以上の拘禁刑が言渡された場合、首相府の事務次官（the Permanent Secretary, Office of the Prime Minister）は、言渡された行為者の同意なくして、当該行為者をブルネイからの一時的又は永続的な国外退去とすることができる³²⁾。

以下、死刑を法定刑とする犯罪類型を原則として条文の順に紹介する。

第一に、国王陛下と戦火を交えるか若しくは交えようとする又はそれを教唆することである³³⁾。

第二に、王室ブルネイ警察隊（Royal Brunei Police Force）の警察官又は巡査（constable）、国王陛下軍（the armed forces of His Majesty the Sultan and Yang Di-Pertuan）の将校（officer）、陸軍軍人、海軍軍人、空軍軍人³⁴⁾による反乱の実行を教唆し、当該教唆の結果として反乱が実行されることである³⁵⁾。

第三に、不正な証拠をもたらし又は捏造した結果として本法典によって死刑とされている犯罪で他の者が有罪認定されることをもたらしことを意図して又

↘で表記されるのが一般的である。

26) § 53 (1) (a) of the Penal Code.

27) § 53 (1) (aa) of the Penal Code.

28) § 53 (1) (b) of the Penal Code.

29) § 53 (1) (c) of the Penal Code.

30) § 53 (1) (d) of the Penal Code.

31) § 53 (1) (e) of the Penal Code. 刑事手続法の条項に従って執行されるものと規定されている。

32) § 55 of the Penal Code.

33) § 121 of the Penal Code. 法定刑は終身刑との選択刑とされている。

34) § 131 of the Penal Code. 将校には准尉も含む。

35) § 132 of Penal Code. 法定刑は、15年以下の拘禁刑又は罰金との選択刑とされている。

は有罪認定がもたらされそうだとすることを了知して、不正な証拠をもたらし又は捏造し、当該証拠により無実の者が有罪認定されることである³⁶⁾。

第四に、謀殺 (murder)³⁷⁾ を実行することである³⁸⁾。この犯罪類型においては、絶対的法定刑として死刑が規定されている。

第五に、18歳未満の者、精神障害者 (insane)、譫妄状態にある者 (delirious)、重度の知的障害者 (idiot)、酩酊状態にある者 (intoxication) に自殺を教唆して、当該自殺が実行されることである³⁹⁾。

第六に、死をもたらし行為であることを意図して又は知情して当該状況の下で当該行為を行なった者が別罪で15年以下の拘禁刑に処せられている場合に新たに傷害を生じさせることである⁴⁰⁾。

第七に、他の者を謀殺するために又は謀殺される危険な状況の下に置くために、その者を誘拐又は略取することである⁴¹⁾。この犯罪類型においても、絶対的法定刑として死刑が規定されている。

第八に、共同してギャング強盗 (gang-robbery) を実行する2人以上の者のうちの1人が、当該ギャング強盗を実行する際に謀殺を実行することである⁴²⁾。この犯罪類型においては、謀殺を実行した者のみならず、ギャング強盗の共犯者全員について、絶対的法定刑として死刑が規定されている。

第九に、財産に対する損害が生じることを意図して又はかかる損害がその結果として生じる可能性を知情して、火又は爆発性の物質による軽率な他害行為 (mischief) を実行し、何らかの者に死をもたらしこと⁴³⁾、及び、石油パイプ

36) §194 of the Penal Code. 法定刑は、15年以下の拘禁刑又は罰金との選択刑とされている。

37) §§300-301 of the Penal Code.

38) §302 of the Penal Code.

39) §305 of the Penal Code. 法定刑は終身刑との選択刑とされている。

40) §307 (2) (b) of the Penal Code. 法定刑は、終身刑又は20年以下の拘禁刑との選択刑とされている。

41) §364 of the Penal Code.

42) §396 of the Penal Code.

43) §435 (1) (a) of the Penal Code.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

ライン、ガスパイプライン、水供給パイプライン、電気供給設備又はあらゆるそれらの財物に損害が生じることを意図して又はかかる損害がその結果として生じる可能性を知情して、火又は爆発性の物質による軽率な他害行為 (mischief) を実行することである⁴⁴⁾。いずれの犯罪類型においても、絶対的法定刑として死刑が規定されている。

以上に加えて、刑法典の犯罪類型を実行するよう教唆し、正犯者によって当該犯罪類型が実行された場合、当該教唆の処罰について刑法典に明文の処罰規定がない場合、教唆犯も当該犯罪類型の正犯と同様に処罰されることから⁴⁵⁾、死刑を法定刑に含む上述の犯罪類型を実行するよう教唆し、当該犯罪類型が実行された場合、教唆犯も死刑又は選択刑を科される。また、死刑を法定刑に含む上述の犯罪類型を実行する犯罪共謀 (criminal conspiracy) の当事者は、当該共謀の処罰について刑法典に明文の処罰規定がない場合、当該犯罪を教唆したのと同じように処罰されることから、犯罪共謀者も死刑又は選択刑を科される⁴⁶⁾。

② 薬物濫用法

1978年7月1日に施行された薬物濫用法 (Misuse of Drugs Act)⁴⁷⁾ も、死刑を法定刑とする犯罪類型を多数規定している。

以下、死刑を法定刑とする犯罪類型を原則として条文の順に紹介する。

第一に、規制薬物の取引等を行なうことである。具体的には、自己又は他者⁴⁸⁾ のために、無許可で、(a) 規制薬物を取引する⁴⁹⁾、(b) 規制薬物の取引を

44) § 435 (1) (b) of the Penal Code.

45) § 109 of the Penal Code.

46) § 120B (1) of the Penal Code.

47) No. 7 of 1978; Laws of Brunei CAP. 22; B. L. R. O. 2/2013.

48) ブルネイ所在の者であるかは問わない。§ 3 of the Misuse of Drugs Act.

49) 一定量、例えばアヘンであれば100gを超える場合、規制薬物の取引によるもの又は規制薬物の取引目的のために所持していると推定される。§ 15 of the Misuse of Drugs Act. 規制薬物の含有物、規制薬物の含有物の鍵、規制薬物が発見された場所等の鍵又は規制薬物に関連する表題等の文書を所持、保管又は支配下に置いている場合、所持が推定される。§ 16 (1). 船舶及び航空機以外の輸送手段内で規制薬物

提案する、又は(c) 規制薬物の取引目的若しくは取引目的で準備行為を行う若しくはその提案を行なう場合であって⁵⁰⁾、1200gを超えるアヘンを含有する規制薬物、15gを超えるモルヒネを含有する規制薬物、15gを超えるジアモルヒネ (diamorphine) を含有する規制薬物、30gを超えるコカイン、500gを超える大麻、200gを超える大麻樹脂、50gを超えるメチルアンフェタミン又は15gを超えるメチレンジオキシメタンフェタミン (MDMA) がその対象であるときである⁵¹⁾。

第二に、取引目的での規制薬物の所持である。具体的には、自己又は他者のための取引目的で無許可で規制薬物を所持する⁵²⁾ 場合であって⁵³⁾、1500gを超えるアヘンを含有する規制薬物、30gを超えるモルヒネ (アヘンを除く) を含有する規制薬物、30gを超えるジアモルヒネを含有する規制薬物、40gを超えるコカインを含有する規制薬物、600gを超える大麻を含有する規制薬物、300gを超える大麻樹脂を含有する規制薬物、100gを超えるメチルアンフェタミンを含有する規制薬物又は30gを超える MDMA を含有する規制薬物がその対象であるときである⁵⁴⁾。

第三に、規制薬物の製造である。具体的には、規制薬物を無許可で製造する場合であって⁵⁵⁾、モルヒネ、モルヒネ塩、モルヒネのエステル若しくはモルヒネのエステル塩、ジアモルヒネ若しくはジアモルヒネ塩、コカイン若しくはコカイン塩、メチルアンフェタミン又は MDMA がその対象であるときであ

ㄨ薬物が発見された場合、当該輸送手段の所有者及び管理者の所持が推定される。§ 19. 船舶又は航空機内で規制薬物が発見された場合、当該船舶等の所有者が情を知って当該規制薬物を持ち込んだと推定される。§ 18.

50) §3 of the Misuse of Drugs Act.

51) §29 (1), (2) (b), Second Schedule of the Misuse of Drugs Act.

52) 一定量、例えばアヘンであれば100gを超える場合、規制薬物の取引によるもの又は規制薬物の取引目的のために所持していると推定される。§ 15 of the Misuse of Drugs Act. 所持等の推定について、See §§ 16 (1), 18, 19.

53) §3A of the Misuse of Drugs Act.

54) §29 (1), (2) (b), Second Schedule of the Misuse of Drugs Act.

55) §4 of the Misuse of Drugs Act.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

る⁵⁶⁾。

第四に、規制薬物の密輸である。具体的には、規制薬物をブルネイへ無許可で密輸入又はブルネイから無許可で密輸出する場合であって⁵⁷⁾、1200gを超えるアヘン、15gを超えるモルヒネ（アヘンを除く）を含有する規制薬物、15gを超えるジアモルヒネを含有する規制薬物、30gを超えるコカインを含有する規制薬物、500gを超える大麻、200gを超える大麻樹脂、50gを超えるメチルアンフェタミン、15gを超える MDMA を含有する規制薬物がその対象であるときである⁵⁸⁾。

③ 内国保安法及び公共秩序法

1983年4月1日に施行された内国保安法（Internal Security Act）⁵⁹⁾及び1983年11月1日に施行された公共秩序法（Public Order Act）⁶⁰⁾も死刑を法定刑とする犯罪類型を規定している。死刑を法定刑とする犯罪類型について、内容がほぼ同一のものも規定されていることから、この2つの法律をまとめて紹介することとしたい。

第一に、正当な理由⁶¹⁾なくして、保安地域（security area）⁶²⁾又は特別地域⁶³⁾においてその所有の下で又は支配の下で合法的な権限⁶⁴⁾なくして火器⁶⁵⁾又

56) § 29 (1), (2) (b), Second Schedule of the Misuse of Drugs Act.

57) § 5 of the Misuse of Drugs Act.

58) § 29 (1), (2) (b), Second Schedule of the Misuse of Drugs Act.

59) No. 13 of 1982; Laws of Brunei CAP. 133; B. L. R. O. 2/2008.

60) No. 13 of 1983; Laws of Brunei CAP. 148; B. L. R. O. 1/2013.

61) See § 40 (3) of the Internal Security Act; See § 28 (3) of the Public Order Act.

62) ブルネイの国内又は国外を問わず、人又は財産に対する組織的な暴力を恐れさせることを相当な数の市民にもたらす人の相当な集団によって行われ又は脅威に晒される行動を理由に、公共の安全がブルネイのある地域において深刻に侵害され又は脅威に晒されていると国王が思料する場合、組織的な暴力を禁圧する目的で必要と思料する場合に当該地域を保安地域と宣言することができる。この宣言が現に有効である地域を保安地域と呼ぶ。§§ 2, 30 (1) of the Internal Security Act.

63) 特別地域とは、内務大臣（Minister of Home Affairs）が布告する地区、地域又は場所を意味する。§§ 2 (1), 3 of the Public Order Act.

64) See § 40 (2) of the Internal Security Act; § 21 (2) of the Public Order Act.

65) 弾丸、銃弾若しくはその他のミサイルが発射される又は弾丸、銃弾若しくは

は弾薬⁶⁶⁾若しくは爆発物⁶⁷⁾を運搬し又は所持していたことについて、正当な理由及び合法的な権限があることの証明責任を果たさなかったことである⁶⁸⁾。この犯罪類型は、2つの法律において、規制対象となる場所が保安地域と特別地域とで異なるのみで、その他の内容は同一である。

第二に、公共の安全又は公共の秩序の維持を害する方法でそうした他者とともに行動しようと意図し、若しくはまさに行動しようとし、又は最近行動してきたという合理的な推定を惹起する状況にあって⁶⁹⁾、保安地域において、前述第一で紹介した火器、弾薬又は爆発物を所有して又はその支配下において運搬し又は所持した別の者と交際し又はその仲間であると判明することである⁷⁰⁾。この犯罪類型は、内国保安法のみの規定されている。

↳ その他のミサイルの発射のために改造されうるあらゆる種類の銃身を有する死をもたらしうる武器、及び有害な液体、ガス又はその他の物を発射するために設計され又は改造されたあらゆる種類の武器であって、それらの武器のあらゆる構成要素を含む。§2 of the Internal Security Act; §2 (1) of the Public Order Act.

66) 火器のための弾薬であって、火器とともに使用することができるか否かを問わず、グレネード、爆弾及びその他のミサイル様のものを含み、有害な液体、ガス又はその他のものを含有し又は含有するよう設計若しくは改造された弾薬をも含む。§2 of the Internal Security Act; §2 (1) of the Public Order Act.

67) (a) 火薬、ニトログリセリン、ダイナマイト、綿火薬 (gun-cotton)、発破用爆薬 (blasting powder)、雷酸水銀 (fulminate of mercury) 又はその他の金属の雷酸塩、着色火 (coloured fire)、以上のものと類似しているか否かを問わず爆発又は燃焼効果による実用的な効果をもたらす観点を伴って利用又は製造されるあらゆるその他の物質、(b) 濃霧信号、花火、ヒューズ、ロケット、雷管、信管、薬包、あらゆる種類の弾薬及び異常定義された爆発物のあらゆる改造物及び準備物、(c) あらゆる爆発物を製造するための材料、爆発物において又は爆発物とともに爆発をもたらす又は爆発をもたらすことを手助けするために利用される若しくは利用されることが意図された又は改造された器具、機械、用具又は材料、及びそうした器具、機械及び用具の一部を意味する。§2 of the Internal Security Act; §2 (1) of the Public Order Act.

68) §40 (1) of the Internal Security Act; §28 of the Public Order Act. 条文上、証明責任の対象が不明確であるが、文脈から正当な理由及び合法的な権限があることの証明責任であると考えられる。

69) 推定について、See §41 (3) of the Internal Security Act.

70) §41 (1) of the Internal Security Act.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

いずれの場合も、治安判事裁判所 (Court of a Magistrate) は管轄を有さず、高等裁判所 (High Court) が管轄を有する⁷¹⁾。

(2) 死刑執行

非イスラム法において、刑事手続を定めているのは、刑法典と同じく1952年5月1日に施行された刑事手続法典 (Criminal Procedure Code) である⁷²⁾。同法典は、死刑執行のための手続についても規定している。

以下、死刑に関する規定を紹介することとしたい。

① 女性が妊娠中の場合の対応

死刑を法定刑とする犯罪で訴追されている女性が有罪認定される前に裁判所が妊娠しているか否かについて判断するのが適切であると思料する場合、又は死刑を法定刑とする犯罪で有罪認定された女性が自己が妊娠しているとの申立てを行なった場合、裁判所は、当該女性が妊娠しているか否かについて、量刑を言渡す前に判断しなければならない⁷³⁾。死刑を法定刑とする犯罪で有罪認定された女性が妊娠していることが判明した場合、死刑は当該女性に言渡されず、当該犯罪に対する他の量刑の選択肢が規定されていない場合、当該女性は終身刑を言渡される⁷⁴⁾。この点は、被執行者が妊娠している場合に死刑執行を停止するのみとする日本の規定 (刑事訴訟法479条2項) とは異なっている。これは、イギリスで確立された慣行に基づくものであり⁷⁵⁾、その影響が看取される。裁判所は、当該女性が妊娠しているか否かについて、裁判所に提出された証拠に基づいて判断しなければならない、妊娠が断定できなければ、当該女性が妊娠していると認定してはならない⁷⁶⁾。女性は、この手続におい

71) §60 of the Internal Security Act; §39 of the Public Order Act.

72) No. 16 of 1951; CAP. 7; B. L. R. O. 1/2016.

73) §246 (2) of the Criminal Procedure Code.

74) §246 (1) of the Criminal Procedure Code.

75) 永田憲史解題・総監訳「ニューヨーク州死刑委員会報告書 (抄訳)」関西大学法学論集65巻3号 (2015) 227頁、261-262頁。

76) §246 (3) of the Criminal Procedure Code.

て、妊娠していないと認定された場合、上訴裁判所（Court of Appeal）に異議申立てをすることができる⁷⁷⁾。上訴裁判所は、かかる異議申立てにおいて、原認定を破棄するべきであるとの確証が得られた場合、裁判所は当該女性に言渡された死刑判決を取消し、死刑に代わって終身刑を言渡さなければならない⁷⁸⁾。

② 死刑確定者が精神障害を有する場合の対応

死刑確定者が拘禁されている刑務所を訪問した裁判官2名又は当該刑務所の医官若しくはその他の者の報告書によって、死刑確定者が精神障害を有する又は精神的に問題を抱えているという情報が国王陛下にもたらされた場合、国王陛下は、2人以上の医官又は医療者に対し、直ちに死刑確定者を診察してその精神状態を調査するよう命じなければならない⁷⁹⁾。この場合、医官又は医療者は、当該死刑確定者を診察し、さらに刑務所と相談し、死刑確定者の精神状態についての結論を得るために役立つ他の調査を行ない、国王陛下への書面による報告書を作成しなければならない⁸⁰⁾。その際、医官ら全員又はその過半数の意見の一致があれば、当該死刑確定者が精神異常であるということを書面において証明することができる⁸¹⁾。

また、国王陛下は、死刑確定者を診察してその精神状態を調査するよう命じたときにはいつでも、その裁量において、死刑確定者が精神障害を有する若しくは精神的に問題を抱える又は異常若しくは亜正常かどうか、さらに死刑が減刑された場合にその者が精神科の施設若しくは刑務所又は安全な拘禁のための何らかのその他の適切な場所において拘禁すべきということがあらゆる状況の下で望ましいか否かについて正式に調査するために、裁判官又は治安判事、及び裁判官又は治安判事が適切であると思料する適切な数の者又はその他の適切

77) §246 (4) of the Criminal Procedure Code. 条文上、権利とされている。

78) §246 (5) of the Criminal Procedure Code.

79) §247 (1) of the Criminal Procedure Code. 条文上、恩赦、執行の猶予又は減刑を行なう国王陛下の権限を侵害することはないとされている。

80) §247 (2) of the Criminal Procedure Code.

81) *Ibid.*

な者から構成される委員会を任命し、調査させることができる⁸²⁾。この委員会の委員長は、証人の召喚、審問、宣誓又は確約（affirmation）の実施、書面及び有体物の提出の強制について、治安判事と同じ権限を有する⁸³⁾。この委員会が設置された場合、死刑確定者の調査を命じられた医官又は医療者は、報告書の作成に代えて、当該委員会において、証拠を提出しなければならない⁸⁴⁾。

当該委員会の認定及び勧告についての医官らにおける報告書の検討により、死刑確定者が精神異常である又はその精神状態が刑務所において拘禁するならば自己又は他者に対する身体への侵害をもたらしうる危険があるということが明らかになった場合、国王陛下は命令において特定されうる政府の精神科の施設又は安全な拘禁のための他の適切な場所に死刑確定者を拘禁するよう命じることができる⁸⁵⁾。

③ 執行令状

死刑判決が確定した後、死刑が執行されるのは、国王陛下が執行を命じた場合に限られる。高等裁判所が国王陛下により押印された死刑執行命令書の謄本を受領すると、裁判官が執行令状（warrant of execution）を発付し、同令状を刑務所局長（Director of Prisons）に送付する⁸⁶⁾。執行令状を受領した刑務所局長は、死刑執行のための職員を選任する⁸⁷⁾。国王陛下は、同令状の執行の猶予を命じ、その後、別の執行日時又は執行場所を定めることができる⁸⁸⁾。死刑確定者の逃走により死刑が回避された場合、高等裁判所の裁判官は、死刑

82) §247 (3) of the Criminal Procedure Code.

83) §247 (4) of the Criminal Procedure Code.

84) *Ibid.*

85) §247 (5) of the Criminal Procedure Code.

86) §245 (1) of the Criminal Procedure Code. 日時及び場所についての遺漏及び誤り、国王陛下の命令や執行令状における形式面での瑕疵、執行の際の遺漏は、命令又は執行令状に基づいて実施され又は実施しようと意図される執行を違法とするものではない。§250.

87) §245 (2) of the Criminal Procedure Code.

88) §245 (3) of the Criminal Procedure Code.

確定者の再拘束後に別の日時に死刑を執行するよう命ずる⁸⁹⁾。

④ 死刑執行

死刑執行の際、刑務所局長は、執行のために選任した職員、医官又は医療助手、刑務所局長が必要とするその他の者を立ち合わせなければならない⁹⁰⁾。また、刑務所局長が執行場所への入場を適切と思量する聖職者を立ち合わせることができる⁹¹⁾。

死刑執行をいかなる方法で行うのかについて、本法は規定していない。

死刑執行後、可及的速やかに、医官又は医療助手は被執行者の遺体を検め、死亡の事実を確認し、執行令状の裏面にその旨を署名し、刑務所局長に交付する⁹²⁾。刑務所局長は、この執行令状を最高裁判所長官（Chief Justice）へ返戻する⁹³⁾。

死刑執行をいかなる方法で行うのかについては、上述の刑事手続法典のみならず、刑務所法（Prisons Act）⁹⁴⁾ や刑務所規則（Prisons Rules）⁹⁵⁾ 等の法令にも規定されていない。死刑執行方法を絞首刑とする資料があり⁹⁶⁾、刑法典と刑事手続法典の制定時期からすれば、その可能性は高いと思われるが、法令からは確認できなかった。

法令上、死刑執行方法が明らかでなく、執行の設備及び器具並びに手順等が規定されていないことからすれば、これらについて法令の整備がなされるまで、非イスラム法による死刑執行がなされない蓋然性が高いように思われる。

89) § 249 of the Criminal Procedure Code.

90) § 248 (2) of the Criminal Procedure Code.

91) *Ibid.*

92) § 248 (3) of the Criminal Procedure Code.

93) § 248 (4) of the Criminal Procedure Code.

94) E 14 of 1978; CAP. 51; B. L. R. O. 1/2015. E は Enactment の略号である。本法は1979年7月1日に施行された。

95) S 146/1978; CAP. 51, R1; B. L. R. O. 1/2015. 本規則は1979年7月1日に施行された。

96) Death Penalty Worldwide, *supra* note 3.

4 イスラム法における死刑に関する規定

(1) 概 論

イスラム法の総体は、シャリーアと呼ばれる⁹⁷⁾。もともと、シャリーアは、「明らかな道」、「清浄なる道」という意味を有している⁹⁸⁾。ここで、「道」とは、敬虔なイスラム教徒がアッラーの意思通りに従わなければならないものを指す⁹⁹⁾。

イスラム教においては、イスラム教の經典であるクルアーン（コーラン）（*Qur'ān*）やムハンマドとその教友（*ṣaḥābah*）たちの言行録であるハディース（*ḥadīth*）¹⁰⁰⁾が聖典とされる¹⁰¹⁾。もともと、クルアーンはイスラム教徒の義務や刑罰を規定しているものの、それらを体系的に示しているわけではない¹⁰²⁾。

シャリーアの法源は、第一次的法源として、① イスラム教の經典（クルアーン）、② 預言者ムハンマド（*Sunnah Rasulallah Sallallahu 'Alaihi Wa Sallam*）の言行録（スンナ）（*Sunnah*）、③ イスラム法学者の意見の一致（イジュマールウ）（*ijmā'*）、④ 類推（キヤース）（*qiyās*）があり、①～④の順で優先劣後するところまでは一致が見られている¹⁰³⁾。ただ、第一次的法源に劣後する第二次的法源については、議論が分かれており¹⁰⁴⁾、法学的な優先性（イスティフサーン）（*istiḥsān*）、公共の福利（アル=マスラハ・アル=ムルサラ）

97) 遠峰四郎『イスラム法』（慶応通信、1976）3頁。

98) 遠峰・前掲注（97）3頁。

99) 同上。

100) 遠峰・前掲注（97）5頁、眞田芳憲『イスラム法の精神 改訂増補版』（中央大学出版部、2000）84-86頁。

101) 遠峰・前掲注（97）4頁。

102) 同上、眞田・前掲注（100）79頁。

103) アブドル=ワッハブ・ハッラーフ著・中村廣次郎訳『イスラムの法——法源と理論——』（東京大学出版会、1984）23-26頁、遠峰・前掲注（97）15頁以下、眞田・前掲注（100）72頁以下、Kamari, *supra* note 7, at 18.

104) ハッラーフ著・前掲注（103）25-26頁。

(*al-maṣlaḥah al-mursalah*)、慣習 (ウルフ) (*urf*)、継続性・持続性 (イスティハーブ) (*istiṣḥāb*)、イスラム前の法、教友の見解 (ファトワー) (*fatwa*)¹⁰⁵⁾、諸法源を根拠として演繹するイスラム法学者の学的努力 (イジュティハード) (*ijtihād*)、国家が公布する「世俗法」とも呼ばれる諸法令 (カーヌーン) (*qānūn*) 等があるとされる¹⁰⁶⁾。

シャリーア刑法は、犯罪と刑罰に関して、大きく以下の3つに分類される。第一がクルアーン及びハディースといった聖典に規定されているハッド (*ḥadd*; *ḥudūd*)¹⁰⁷⁾、第二が經典に基づく公正な報復とされるキサース (*qiṣās*)、第三が前記二者以外で、抑止のために用いられる裁量的な犯罪と刑罰であるターズィール (*ta'zīr*) である¹⁰⁸⁾。

このうち、ハッドは、もともと、他者の侵入から何らかのものを線引きして防止する「境界」や「限界」を意味しており、アッラーが一定の種類行為について特定した、神が命ずる「境界」及び「限界」として固定された刑罰を言う¹⁰⁹⁾。ハッドの対象となるのは、姦通 (*zinā*)、窃盜 (*sariqah*)¹¹⁰⁾、武装強盜 (*ḥirabāh*)、貞淑な女性への中傷 (*qadhf*)¹¹¹⁾、飲酒 (*shurb*)¹¹²⁾ であり¹¹³⁾、背教 (*riddah*) も含めるかは争いがある¹¹⁴⁾。ハッドは神の権利に対して用いられるものとされることから¹¹⁵⁾、その刑量が定量化されているため、加重減輕や被害者の宥恕による刑罰の回避ができず、理論的には支配者や裁判官による

105) 以上6つについて、ハッラーフ著・前掲注 (103) 102-126頁。

106) 以上2つについて、眞田・前掲注 (100) 72-73頁。

107) *ḥudūd* は *ḥadd* の複数形である。Kamari, *supra* note 7, at 21.

108) Kamari, *supra* note 7, at 17.

109) 遠峰・前掲注 (97) 126頁、Kamari, *supra* note 7, at 21.

110) 詳しくは、Kamari, *supra* note 7, at 96-110.

111) 詳しくは、Kamari, *supra* note 7, at 150-156.

112) 詳しくは、Kamari, *supra* note 7, at 157-165.

113) 遠峰・前掲注 (97) 126頁、夏目文雄『アラブ諸国の刑事立法の研究』(法律文化社、1990) 179、185頁。

114) 遠峰・前掲注 (97) 131-132頁、夏目・前掲注 (113) 179、185頁。

115) 遠峰・前掲注 (97) 118頁、夏目・前掲注 (113) 183頁、Kamari, *supra* note 7, at 21.

恩赦の余地もないとされてきた¹¹⁶⁾。

これに対して、キサースとターズィールは原則として人間の権利に対して用いられるものとされることから、ハッドのように刑量が定量化されておらず¹¹⁷⁾、キサースについては刑罰に代えて血の代金（ディヤ）（*diya*）¹¹⁸⁾を支払う等の調整や恩赦の余地があるとされ¹¹⁹⁾、ターズィールについては裁判官による裁量が開かれているとされる¹²⁰⁾。キサースは、もともと、同価値という意味であり、その刑罰は、可能な限り犯罪と均衡するように用いられなければならない¹²¹⁾。一方、ターズィールには、もともと、予防し、抑止し、懲戒するという意味があり、その刑罰は、犯罪を反復することのないよう威嚇するために用いられる¹²²⁾。

ブルネイにおいては、東アジア及び東南アジアで成文法としての近現代において初めてのイスラム刑法として、2013年シャリーア刑法典命令（Syariah Penal Code Order, 2013）¹²³⁾が2013年10月22日に発布され、2014年5月1日にその一部が施行された¹²⁴⁾。もともと、この段階では、本稿に関係する部分と

116) 遠峰・前掲注（97）126頁、夏目・前掲注（113）183頁、Kamari, *supra* note 7, at 17.

117) Kamari, *supra* note 7, at 21. 但し、ターズィールは、人間の権利に対する違反のみならず、神の権利に対する違反にも、神の権利と人間の権利の両方が組み合わさった違反にも用いられるとされる。at 186.

118) 詳しくは、遠峰・前掲注（97）119-126頁、Kamari, *supra* note 7, at 213-224.

119) Kamari, *supra* note 7, at 17. 夏目・前掲注（113）216-236頁参照。

120) Kamari, *supra* note 7, at 18. ターズィールは、もともと、懲戒や矯正を意味し、ターズィール刑の対象は、文書偽造、詐欺、恐喝、偽証、一部の窃盗等である。遠峰・前掲注（97）133頁。

121) Kamari, *supra* note 7, at 201. 可能であれば、被害者を殺害又は傷害するために用いられた同じ方法により、行為者が処罰されることまで求められる。

122) Kamari, *supra* note 7, at 186. ターズィールは、名誉を与え、手助けし、威厳を付けるという意味をも持つ *'azzara* から派生した言葉であり、それらの肯定的な意味を内包している。Kamari, at 186.

123) S 69/2013. マレー語表記では、*Perintah Kanun Hukuman Jenayah Syariah, 2013* である。

124) 2014年4月24日発布の2013年シャリーア刑法典命令施行告示（Syariah Penal Code Order, 2013 (S 69/2013) - Notification of commencement; *Perintah Kanun* ↗

しては、定義規定¹²⁵⁾のほか、本命令違反の犯罪として訴追された場合、上述の非イスラム法である刑法典の同一の又は類似の犯罪について訴追されず¹²⁶⁾、一事不再理効が及ぶとされた部分が施行されたのみであった。本命令は、死刑を法定刑とする犯罪類型を含んでおり、その部分は、2019年4月3日に施行された¹²⁷⁾。

ところで、石打刑 (stoning) とは、後に詳述するように、石を投げて打ち付けて被執行者を死に至らしめるものであって、死刑の一執行方法と言えるが、ブルネイ法では、伝統的なイスラム法の在り方に倣って、死刑とは別に規定されている。以下では、特記なき限り、「死刑」に石打刑を含むものとする。

2013年シャリーア刑法典命令は、国家が公布する「世俗法」とも呼ばれる諸法令 (カーヌーン) に当たるものであり、第2章で紹介したブルネイ憲法に基づいた非常事態布告による非常事態宣言の下での国王陛下による命令という形式によるものであった。

本命令においても、ハッド、キサース、ターズィールの区分が登場する。例えば、ハッドとは、クルアーン又は預言者ムハンマドによって規定された犯罪に対する刑罰又は制裁を意味するとされている¹²⁸⁾。

2013年シャリーア刑法典命令においては、死刑を法定刑とする犯罪類型のみならず、処罰のための証明方法も規定されている。死刑を法定刑とする犯罪類型は刑事実体法に関わるものであるから、刑法典命令に規定されるのは自然であると思われる一方、処罰のための証明方法については刑事手続法に関わるものであるから、刑法典命令に規定されるのは、西洋法の感覚からすると違和感

↘ *Hukuman Jenayah Syariah, 2013 (S 69/2013)-Pemberitahuan permulaan kuat kuasa* (S 17/2014) による。

125) §2 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

126) §252 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

127) 2018年12月29日発布の2013年シャリーア刑法典命令施行告示 (Syariah Penal Code Order, 2013 [S 69/2013] - Notification of commencement; *Perintah Kanun Hukuman Jenayah Syariah, 2013 [S 69/2013]-Pemberitahuan permulaan kuat kuasa*) (S 68/2018) による。

128) §52 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

がある。もっとも、刑法典命令に規定されている両者を分けて説明するよりも、条文通りまとめて紹介するほうがブルネイにおけるイスラム法の規定を理解する上で有益であると考え、以下では、これらを原則として条文の順に紹介することとしたい¹²⁹⁾。

(2) 死刑を法定刑とする犯罪類型及び処罰のための証明方法

① 武装強盗致死

死刑を法定刑とする犯罪類型の第一は、ハッド犯罪である武装強盗致死の場合である。

あらゆる武器又は武器として用いられ得る道具によって武装した者又は集団によって有形力を行使する暴行又は脅迫によって他人の財物を奪取する行為である、いわゆる武装強盗をヒラーバ (*hirabah*) と言う¹³⁰⁾。

このヒラーバの実行の最中に、他者の死をもたらす行為 (*qatl*)¹³¹⁾ が実行された場合、財産の奪取の有無や、奪取された財産の価値がイスラム教徒 (ムスリム) が拠出を義務付けられる浄財 (*zakat*) の最低量 (*nisab*) に達しているか否かにかかわらず、死刑とされる¹³²⁾。スンナ派とシーア派のイスラム法学

129) 以下、条文の紹介の際の単語の表記については、条文の表記に倣った。

130) § 62 of the Syariah Penal Code Order, 2013. 夏目・前掲注 (113) 195-198頁参照。ヒラーバは、もともと、戦闘や戦争の遂行を意味していたが、今日では、ブルネイ法が規定する公道上での強盗のみならず、イスラム法全体としては、飲料水、食物又は空気に毒を入れるような大量破壊や破壊工作、さらには、平和、治安及び地域社会及び国家の経済活動に対するテロリズム等を含む概念になっているとされる。Kamari, *supra* note 7, at 112. ヒラーバについて詳しくは、at 111-140.

131) § 124 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

132) § 63 (1) (a) of the Syariah Penal Code Order, 2013. 伝統的なイスラム法においては、ヒラーバに対する刑罰として、死刑、磔刑、手足のそれぞれ反対側の切断、流刑が構想されていた。この4つの刑罰の優先劣後や選択基準については、イスラム法学者の間で合意が見られない。そのように解さない学派もあるものの、スンニ派とシーア派の大多数は4つの刑罰のうちの1つ又は複数を犯罪の重大性に従って選択することを指導者に認めている。Kamari, *supra* note 7, at 119. なお、遠峰・前掲注 (97) 131頁は、武装強盗において、被害者を殺害すれば死刑とされ、強取の上で殺害すれば磔刑とされるなどの運用がなされていたとする一方、夏目・前掲

者の一般的な合意によれば、ヒラーバは主要な原罪であり、最も重いハード犯罪であるとされる¹³³⁾。

処罰のための証明方法として、条文上、2つの選択肢が用意されている¹³⁴⁾。1つ目は、行為者の自白である。すなわち、行為者自身の口頭、書面又は身振りによってなされる供述であって、何らかの権利に関して他者に何らかの義務を負うもので、あらゆる状況の下でなされるもの (*ikrar*)¹³⁵⁾ による証明である¹³⁶⁾。2つ目は、証人の供述である。すなわち、被害者の証拠以外で、裁判所が有効と思料するあらゆる宗派の法 (*Hukum Syara'*)¹³⁷⁾ に従って、「アッラーのほかには神は存在しない (*asyhadu*)」という言葉を用いることにより、その事件又は利害関係について結論を出すためになされる裁判所における真実の供述 (*syhadah*)¹³⁸⁾ による証明である¹³⁹⁾。2つ目の方法による場合、少なくとも2名の証人 (*syahid*)¹⁴⁰⁾ の供述が求められる。

いずれの方法においても、証人が適格性を有するためには、定められている宗教的義務を果たし、大罪を犯さず、永続的に微罪すら犯していないムスリム (*adil'*)¹⁴¹⁾ であるか否かを判断するために裁判所によって証人に対して行われる尋問 (*tazkiyah al syuhud*)¹⁴²⁾ により、その確証が得られる必要がある。

↘注 (113) 195-196頁は、ヒラーバに対して、死刑や磔刑が規定されているが、明確ではなく、死刑は刀による斬刑が通説とされているとする。

133) Kamari, *supra* note 7, at 112.

134) § 63 (1) (a) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

135) § 2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013; § 20 of the Syariah Courts Evidence Order, 2001.

136) § 63 (1) (a) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

137) § 2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

138) *Ibid.*; § 3 (1) of the Syariah Courts Evidence Order, 2001. この供述は、有罪認定の際に裁判官を拘束する。

139) § 63 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

140) § 2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013; § 3 (1) of the Syariah Courts Evidence Order, 2001.

141) *Ibid.*

142) *Ibid.*

裁判所によって判決が言渡された者 (*mahkum 'alaihi*)¹⁴³⁾ に対する死刑執行後に、証人が虚偽の証言をする意図を有していたことを自白して証言を撤回した場合、証人はキサース犯罪として有罪認定され、死刑とされうる¹⁴⁴⁾。

武装強盗致死は、後述の②姦通、③強制性交等及び④肛門性交に比べれば、証人が確保されやすく、また、その証人も2名でよいとされており、証人の証言により有罪認定を行なうことはそれほど困難ではないように思われる。しかも、後述のキサース犯罪の⑥殺人等とは異なり、被害者の相続人による宥恕又は私和等による死刑執行の回避は認められていない。

もっとも、証人適格の要件が比較的厳格に定められていることから、目撃者等が全て証人となり得ず、有罪認定の1つのハードルとなりうることに注意が必要であろう。また、行為者本人が武装強盗致死を自白することは稀であるように思われる。武装強盗致死が有罪認定されて、死刑が言渡され、執行されることはありうることであろうが、そのハードルが非イスラム法に比べてやや高いと考えるべきであろう。

② 姦 通

死刑を法定刑とする犯罪類型の第二は、ハード犯罪である姦通の場合である。

〈1〉男女の間で互いに有効な婚姻なく故意に行なわれる性交、又は、〈2〉男女の間で有効な婚姻関係はあるものの事実上その婚姻が有効でなくなっている (*fasid*) 関係の下での性交、若しくは、誤って生じた¹⁴⁵⁾ との推定を持って行なわれる (*syubhah*)¹⁴⁶⁾ 性交をズイナー (*zina*) と言う¹⁴⁷⁾。

143) §2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

144) §186 (2) (b) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

145) 誤って生じた性交とは、実際には女性がその男性の妻ではなく、男性がその女性の夫ではない場合に、女性が男性の妻で、男性が女性の夫であるとの想定に基づいて男性と女性との間でなされた性交を意味する。§68 (2) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

146) §68 (2) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

147) §68 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013. ズイナーは、もともと、互いに禁じられていると双方が知りながら、男性器を女性器へ実際に挿入することを含む婚姻外の違法な性交渉として定義されてきた。Kamari, *supra* note 7, at 63. ↗

ズィナーを実行したイスラム教徒（ムスリム）が法的に婚姻した者であって婚姻中に性交を行ったことがある者（*muhshan*）¹⁴⁸⁾であった場合、ムスリムの集団の立会いの下で石打刑とされる¹⁴⁹⁾。ムスリムとズィナーを実行した非ムスリムについても同様である¹⁵⁰⁾。石打刑が用いられているのは、イスラム初期のズィナーに対する刑罰が石打刑であった¹⁵¹⁾ことに倣うものである。

いずれの場合も、処罰のための証明方法として、条文上、ズィナーにおいても、ヒラーバと同様に2つの選択肢が用意されている¹⁵²⁾。1つ目は、行為者の自白である。2つ目は、証人の供述である。もっとも、2つ目の方法による場合、ズィナーにおいては、ヒラーバの2名よりも多い、少なくとも4名の証人の供述が求められる。

ズィナーにおいては、行為者は、行為者が刑罰を執行されているときも含めて、いつでも、自白を撤回することができる¹⁵³⁾。また、ハッド刑の執行前及び執行時に行為者が逃走した場合、行為者が自白を撤回したとみなされる¹⁵⁴⁾。自白の撤回がハッド刑の執行前であれば、行為者は刑事責任を負わず、刑罰の執行中であれば、刑罰の執行は直ちに終了する¹⁵⁵⁾。証人が証言を撤回した場合も同様である¹⁵⁶⁾。

ズィナーにおいては、石打刑の執行中に、証人が虚偽の証言をする意図を有していたことを自白して証言を撤回し、石打刑の被執行者が法的に婚姻した者であって婚姻中に性交を行なったことがある者であると結論付けるために「アッラーのほかには神は存在しない」という言葉を用いることによって真実の

↘ズィナーについて詳しくは、夏目・前掲注（113）198-204頁、Kamari, at 63-90.

148) §2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

149) §69 (1) (a) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

150) §69 (3) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

151) 遠峰・前掲注（97）126頁。

152) §69 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

153) §86 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

154) §86 (3) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

155) §86 (2) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

156) §87 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

陳述 (*syahadah ihshan*)¹⁵⁷⁾ がなされて、被執行者の無罪が証明された場合、裁判所によって判決が言渡された者、すなわち被執行者が死亡していれば、証人はキサース犯罪として死刑とされうる¹⁵⁸⁾。

また、石打刑執行後に、証人が虚偽の証言をする意図を有していたことを自白して証言を撤回した場合、証人はキサース犯罪として死刑とされうる¹⁵⁹⁾。

通常、姦通は人目に付かないようになされる密行性が高い犯罪であると言えるため、4人の証人の証言が得られることは決して多くはないように考えられる。また、行為者本人が姦通を自白することも稀であるように思われる。さらに、姦通が行為者本人の自白によって有罪認定された場合、行為者が自白を撤回できると定められている。そのため、姦通が有罪認定されて、石打刑が執行されることは稀であると考えられる。

③ 強制性交等

死刑を法定刑とする犯罪類型の第三は、ハッド犯罪である強制性交等の場合である。

男性又は女性が有効な婚姻をしていない女性又は男性との間で、(a)被害者の意思に反する場合、(b)被害者の同意がない場合、(c)被害者の同意があるものの、当該同意が死又は傷害の恐怖に被害者が追いやられることによる脅迫を伴って得られた場合、又は(d)被害者の同意があるものの、行為者が被害者と有効に婚姻をしていないことを知っており、かつ、行為者のことを被害者が有効に婚姻している別の者であると誤信していること又は被害者が行為者と有効に婚姻していると誤信していることを知っていた場合に行なわれる性交をズィナー・ビル-ジャバー (*zina bil-jabar*) と言う¹⁶⁰⁾。

ズィナー・ビル-ジャバーを実行したムスリムが法的に婚姻した者であって婚姻中に性交を行なったことがある者であった場合、ムスリムの集団の立会い

157) § 188 (4) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

158) § 188 (3) (b) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

159) § 187 (3) (b) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

160) § 75 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

の下で石打刑とされる¹⁶¹⁾。

処罰のための証明方法として、条文上、ズィナー・ビルジャバーにおいても、2つの選択肢が用意されている¹⁶²⁾。1つ目は、行為者の自白である。2つ目は、証人の供述である。2つ目の方法による場合、ズィナー・ビルジャバーにおいては、ズィナーと同様に、少なくとも4名の証人の供述が求められる。自白及び証言の撤回の扱いも、ズィナーと同様である¹⁶³⁾。また、石打刑の執行中及び執行後の証人による証言撤回がキサース犯罪として死刑とされることもズィナーと同様である¹⁶⁴⁾。

通常、強制的性交等も人目に付かないようになされる密行性が高い犯罪であると言えるため、4名の証人の証言が得られることは決して多くはないように思われる。また、行為者本人が強制的性交等を自白することも稀であるように思われる。さらに、強制的性交等においても、行為者本人の自白によって有罪認定された場合、行為者が自白を撤回できると定められている。そのため強制的性交等有罪認定されて、石打刑が執行されることは稀であると考えられる。

④ 肛門性交

死刑を法定刑とする犯罪類型の第四は、ハッド犯罪である同性間又は異性間の肛門性交の場合である。

男性と他の男性との間又は男性と妻ではない女性との間でなされる、肛門を通じて自然の秩序に反してなされる性交をリワト (*liwat*) と言う¹⁶⁵⁾。リワトには、同性愛の性交が含まれることとなる。

リワトを実行した者は、ムスリムの集団の立会いの下で石打刑とされる¹⁶⁶⁾。

処罰のための証明方法として、条文上、リワトにおいても、2つの選択肢が

161) §76 (a) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

162) §76 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

163) §§86, 87 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

164) §§187 (3) (b), 188 (3) (b) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

165) §82 (2) of the Syariah Penal Code Order, 2013. 夏目・前掲注 (113) 237頁は、ターズィール犯罪であるとするが、ブルネイにおいては、ハッド犯罪とされている。リワトについて詳しくは、同198-204頁、Kamari, *supra* note 7, at 90-95.

166) §82 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

用意されている¹⁶⁷⁾。1つ目は、行為者の自白である。2つ目は、証人の供述である。2つ目の方法による場合、リワトにおいては、ズィナーと同様に、少なくとも4名の証人の供述が求められる。自白及び証言の撤回の扱いも、ズィナーと同様である¹⁶⁸⁾。また、石打刑の執行中及び執行後の証人による証言撤回がキサース犯罪として死刑とされることもズィナーと同様である¹⁶⁹⁾。

通常、肛門性交も人目に付かないようになされる密行性が高い犯罪であると言えるため、4人の証人の証言が得られることは決して多くはないように思われる。また、行為者本人が肛門性交を自白することも稀であるように思われる。さらに、肛門性交においても、行為者本人の自白によって有罪認定された場合、行為者が自白を撤回できると定められている。そのため肛門性交が有罪認定されて、石打刑が執行されることは稀であると考えられる。

⑤ 背 教

死刑を法定刑とする犯罪類型の第五は、ハッド犯罪である背教の場合である。背教に当たるものとして、以下の行為類型がある。

〈1〉ムスリムが自ら又はその他の者を神として宣言することは、イルティダド (*irtidad*)¹⁷⁰⁾ とされ、死刑とされる¹⁷¹⁾。

〈2〉ムスリムが自ら又はその他の者を預言者 (*Rasul or Nabi*) として宣言することも、イルティダドとされ、死刑とされる¹⁷²⁾。

167) *Ibid.*

168) §§ 86, 87 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

169) §§ 187 (3) (b), 188 (3) (b) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

170) イルティダドについて詳しくは、夏目・前掲注 (113) 211-215頁、Kamari, *supra* note 7, at 141-149.

171) § 108 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013. スンナ派とシーア派は、その信奉する宗教を変更するものは殺されるべきであるというハディースの文言を標準的な法として採用している。しかし、背教に対する刑罰として死刑を科すかについては、この問題についてクルアーンが全体として沈黙していることから、信奉する宗教を強制することができないとの議論もあり、論争がある。Kamari, *supra* note 7, at 142-143. また、死をもたらす方法についても、剣によるか、火刑によるかなど、議論がある。遠峰・前掲注 (97) 132頁。

172) § 109 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

〈3〉ムスリムが預言者ムハンマド又はあらゆるアッラーの預言者を侮辱又は汚辱することも、イルティダドとされ、死刑とされる¹⁷³⁾。

〈4〉(a) クルアーンの一節又はハディースを嘲笑し、茶化し、真似て馬鹿にし、嘲り、侮辱すること、(b) イスラム教の教えの源又は権威 (*hujjiyyah*) としてのハディースを否定すること、(c) イジュマウによる義務的な事柄を否定することも、イルティダドとされ、死刑とされる¹⁷⁴⁾。

〈5〉ムスリムが自らを非ムスリムであると宣言することも、イルティダドとされ、死刑とされる¹⁷⁵⁾。

〈6〉ムスリムが上述のイルティダドを実行しようと試み、又はその実行を取りやめようと試みることも、イルティダドとされ、死刑とされる¹⁷⁶⁾。

処罰のための証明方法として、条文上、イルティダドにおいても、ヒラーバと同様に2つの選択肢が用意されている¹⁷⁷⁾。1つ目は、行為者の自白である。2つ目は、証人の供述である。2つ目の方法による場合、ヒラーバと同様に、少なくとも2名の証人の供述が求められる。

裁判所は、イルティダドとして死刑を言渡した後、その執行前に行為者に悔い改める（改心する）(repent) よう命じなければならない¹⁷⁸⁾。裁判所は、行為者が改心したことについて確証を得たときには、行為者に対し刑の免除 (acquittal) を命じなければならない¹⁷⁹⁾。

通常、背教に当たる行為は公然となされることが多いと思われるため、姦通等と比べると、2名の証人の証言が得られることはそれほど困難でないと考えられる。しかし、背教により死刑が言渡された後に、改心する機会が与えられることから、死刑執行を回避することが可能とされている。

173) § 110 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

174) § 111 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

175) § 112 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

176) § 113 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

177) §§ 108 (1), 109 (1), 110 (1), 111 (1), 112 (1), 113 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

178) § 116 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

179) § 117 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

⑥ 殺人等

死刑を法定刑とする犯罪類型の第六は、キサース犯罪である殺人等の場合である。

(a) 死をもたらし行為が死をもたらし意図により実行されること、(b) その行為が死又は傷害をもたらしうると知りながら、身体への傷害をもたらし意図により実行されること、(c) 身体への侵害が通常の自然の経過において加えられれば死をもたらしうのに十分であるときに、その行為が身体への傷害をもたらし意図により実行されることをカトルル-アムド (*qatlul-'amd*) と言う¹⁸⁰⁾。

〈1〉カトルル-アムドを実行した者は、死刑とされうる¹⁸¹⁾。カトルル-アムドがキサース犯罪であるため、犯罪が重大である場合に死刑が言渡される¹⁸²⁾。

〈2〉同意なくして犯罪行為を他者に実行させるために、その他者若しくはその者の家族の構成員の死又はそれらの財産の損失をもたらしうという不安の中に置くことで、カトルル-アムドを実行することを避けられない状況にその他者を追い込むこと (*ikrah tam*)¹⁸³⁾ により、カトルル-アムドを実行させた者も、死刑とされうる¹⁸⁴⁾。その他の有形力のあらゆる形態を示唆すること (*ikrah naqish*)¹⁸⁵⁾ により、カトルル-アムドを実行させた者も、死刑とされうる¹⁸⁶⁾。

〈3〉自然の通常の経過において死がもたらされる黒魔術 (*black magic*) により他者の死をもたらし行為実行した者もカトルル-アムドとされ、死刑とされうる¹⁸⁷⁾。この場合、処罰のためには、行為者の自白が必要である。

180) §125 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

181) §126 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

182) See Kamari, *supra* note 7, at 201.

183) §127 (3) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

184) §127 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

185) §127 (3) of the Syariah Penal Code Order, 2013. *naqish* は、マレー語版では、当初 *naqis* とされていたが、2013年11月23日発布の2013年シャリーア刑法典正誤表 (Corrigendum - Syariah Penal Code Order, 2013 (S 69/2013); *Pembetulan-Perintah Kanun Hukuman Jenayah Syariah, 2013 (S 69/2013)*) (S 69/2013) により *naqish* に修正された。

186) §127 (2) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

187) §152 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

〈4〉(a)自然の通常の経過において人を殺害しうる毒薬又は毒性のある物質を摂取するよう他者に強要することによって、又は(b)自然の通常の経過において人を殺害しうる毒薬が含まれていることを知りながら、食物又は飲料をその食物又は飲料に毒薬が含まれていることを知らない者に与えることによって、他者の死をもたらし行為を実行し、その他者の死をもたらしした者は、カトルルアムドとされ、死刑とされうる¹⁸⁸⁾。

以上の行為によって、死刑が言渡された場合であっても、(a)行為者が死刑執行前に死亡したとき、(b)行為者を宥恕する権利を有する被害者の相続人 (*wali-ad-dam*)¹⁸⁹⁾ のいずれか又は全てが宥恕したとき¹⁹⁰⁾、又は(c)犯罪被害者の相続人と行為者との間に私的和解 (私和) 又は合意 (*sulh*)¹⁹¹⁾ が成立したときには、死刑は執行されない¹⁹²⁾。

また、特定の人々の死をもたらしするために雇われて他者の死をもたらし行為を実行した者とその雇主も、死刑とされうる¹⁹³⁾。

裁判所によって判決が言渡された者に対する死刑執行後に、証人が虚偽の証言をする意図を有していたことを自白して証言を撤回した場合、証人はキサーズ犯罪として、死刑とされうる¹⁹⁴⁾。

殺人等においては、キサーズ犯罪であることから、被害者の相続人による宥恕又は私和等が認められており、死刑執行を回避することが可能とされている。

⑦ 侮 教

死刑を法定刑とする犯罪類型の第七は、キサーズ犯罪である侮教の場合である。

〈1〉非ムスリムが口頭、書面、可視的な描写又はあらゆるその他の方法にお

188) §155 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

189) §2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

190) See §133 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

191) §2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

192) §132 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

193) §128 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

194) §186 (2) (b) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

いて、預言者ムハンマド又はあらゆるアッラーの預言者を侮辱し、又は侮辱をもたらした場合、死刑とされうる¹⁹⁵⁾。

〈2〉非ムスリムが言葉又は行動によって、クルアーンの一節又はハディースを嘲笑し、茶化し、真似て馬鹿にし、嘲り、侮辱した場合、死刑とされうる¹⁹⁶⁾。

〈3〉非ムスリムが上述の侮教行為を実行しようと試み、又はその実行を取りやめようと試みた場合も、死刑とされうる¹⁹⁷⁾。

いずれの場合も、処罰のための証明方法として、条文上、侮教においても、2つの選択肢が用意されている¹⁹⁸⁾。1つ目は、行為者の自白である。2つ目は、証人の供述である。2つ目の方法による場合、少なくとも2名の証人の供述が求められる。

裁判所は、上述の侮教行為に対して死刑を言渡した後、背教の場合と同じように、その執行前に行為者に改心するよう命じなければならない¹⁹⁹⁾。裁判所は、ここでもまた背教の場合と同じように、行為者が改心したことについて確証を得たときには、行為者に対し刑の免除を命じなければならない²⁰⁰⁾。

通常、侮教に当たる行為は、背教と同様に、公然となされることが多いと思われるため、姦通等と比べると、2名の証人の証言が得られることはそれほど困難でないと考えられる。しかし、侮教により死刑が言渡された後に、改心する機会が与えられることから、死刑執行を回避することが可能とされている。

(3) シャリーア裁判所の構成

ブルネイにおいて、イスラム法の事件を審理するのは、シャリーア裁判所

195) §221 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

196) §222 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

197) §223 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

198) §§221 (1), 222 (1), 223 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

199) §226 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

200) §227 of the Syariah Penal Code Order, 2013.

(Syariah Courts) である。

シャリーア裁判所について規定しているのは、2001年3月26日に施行されたシャリーア裁判所法 (Syariah Courts Act) である²⁰¹⁾。

シャリーア裁判所は、審級の順に、シャリーア下級裁判所 (Syariah Subordinate Courts)、シャリーア高等裁判所 (Syariah High Court)、シャリーア上訴裁判所 (Syariah Appeal Court) が設置されている²⁰²⁾。

死刑を法定刑とする事件の第一審の管轄はシャリーア高等裁判所にある²⁰³⁾。死刑を法定刑とする事件について上訴されると、シャリーア上訴裁判所が審理を行う²⁰⁴⁾。

シャリーア裁判所の長として、シャリーア裁判官長官 (Chief Syari'e Judge) が任命される²⁰⁵⁾。

(4) 死刑の執行

ブルネイにおけるイスラム刑事法として、前述の通り、2013年シャリーア刑法典命令も処罰のための証明方法を定めており、刑事手続に関する規定を有しているものの、主に刑事手続を定めているのは、2018年5月5日に発布され、2019年1月1日に施行された²⁰⁶⁾、2018年シャリーア裁判所刑事手続法典命令 (Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018) である²⁰⁷⁾。同命令は、死刑の執行のための手続についても規定している。

201) S37/1998; Laws of Brunei CAP. 184; B. L. R. O. 8/2011.

202) § 6 (1) of the Syariah Courts Act.

203) § 15 (a) of the Syariah Courts Act.

204) § 20 (1) of the Syariah Courts Act.

205) § 8 of the Syariah Courts Act.

206) 2018年12月29日発布の2018年シャリーア裁判所刑事手続法典命令施行布告 (Syariah Court Criminal Procedure Code Order, 2018 [S 9/2018] - Notification of commencement; *Perintah Kanun Peraturan Jenayah Mahkamah Syariah 2018 [S 9/2018]-Pemberitahuan permulaan kuat kuasa*) (S 69/2018) による。

207) S 9/2018. マレー語表記では、*Perintah Kanun Peraturan Jenayah Mahkamah Syariah, 2018* である。

2018年シャリーア裁判所刑事手続法典命令においては、刑事手続のみならず、刑事責任に関する規定も規定されている。刑事手続はまさに刑事手続法に関わるものであるから、刑事手続法典命令に規定されるのは自然であると思われる一方、刑事責任については刑事実体法に関わるものであるから、刑事手続法典命令に規定されるのは、西洋法の感覚からすると違和感がある。もっとも、刑法典命令において同様の所作を執ったように、刑事手続法典命令に規定されている両者を分けて説明するよりも、条文通りまとめて紹介するほうがブルネイにおけるイスラム法の規定を理解する上で有益であると考え、以下では、これらを原則として手続の順に紹介することとしたい。

以下、同命令の死刑に関する規定を紹介することとしたい。

① 刑事責任と代替刑

行為者が犯罪を実行したときに、〈1〉15歳以上であって健全な精神状態にある者 (*mukallaf*)²⁰⁸⁾ でないか、〈2〉裁判所が有効と思料するあらゆる宗派の法 (*Hukum Syara'*)²⁰⁹⁾ において思春期 (puberty) の年齢 (*baligh*)²¹⁰⁾ に達していなかったことがシャリーア裁判所 (Syariah Court)²¹¹⁾ にとって明らかかな場合、有罪認定された者に対して、死刑判決の宣告も、記録もされてはならない²¹²⁾。この場合、シャリーア裁判所は、死刑判決に代わって、国王陛下が命じる条件の下で、国王陛下が求める期間、拘禁する内容の判決を言渡さなければならない²¹³⁾。

208) §2 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018; §2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

209) §2 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018; §3 (1) of the Syariah Courts Evidence Order, 2001.

210) *Ibid.*

211) §2 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018; §2 of the Syariah Courts Act. シャリーア下級裁判所、シャリーア高等裁判所又はシャリーア上訴裁判所を言う。シャリーア下級裁判所は死刑事件を審理しないため、以下では、シャリーア高等裁判所又はシャリーア上訴裁判所を意味する。

212) §150 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

213) *Ibid.* この拘禁は、条文上、法的な拘禁であるとみなされることから、精神障害者や年少者等に対する死刑の代替刑と理解してよいように思われる。

かかる拘禁がなされた場合、刑務所であれば、刑務所の視察委員会（Board of Visiting Justices）²¹⁴⁾が、その他の拘禁場所であれば、その拘禁場所の視察委員会（board of visitors）が、少なくとも1年に1回、被拘禁者の事件を検討しなければならない²¹⁵⁾。また、視察委員会は、その検討の結果、国王陛下に対して、被拘禁者の早期の釈放又は拘禁の継続を勧告することができる²¹⁶⁾。これらの勧告を受けて、国王陛下は、被拘禁者の釈放又は拘禁の継続を命じることができる²¹⁷⁾。

② 死刑判決を言渡された者の収容

死刑の判決を言渡された者は、シャリーア裁判所が押印して発付する令状に基づき、当該職員又はそのために任命された職員により、同裁判所による新たな令状又は命令があるまで、収容される²¹⁸⁾。

③ 女性が妊娠中の場合の対応

死刑を法定刑とする犯罪類型について有罪認定を受けた女性が妊娠していると判明した場合²¹⁹⁾、妊娠中及び出産後2年間、死刑執行は延期される²²⁰⁾。女性が流産した場合、流産後105日経過するまで死刑執行は延期される²²¹⁾。

いずれの場合も、死刑執行が延期された期間、当該女性は、釈放されうる²²²⁾。釈放後、女性は、適切な収容場所において収容されるが、この収容は拘禁刑ではないとされている²²³⁾。

前述のように、非イスラム法においては、死刑を法定刑とする犯罪で有罪認

214) §§ 2, 60 of the Prisons Act.

215) § 150 (2) (a) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

216) § 150 (2) (b) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

217) § 150 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

218) § 165 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

219) 妊娠の有無は医官が判断する。§ 178 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

220) § 178 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

221) § 178 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

222) § 178 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

223) *Ibid.*

定された女性が妊娠していることが判明した場合、死刑は当該女性に言渡されず、原則として終身刑が言渡されるとしている。一方、イスラム法においては、同じ場合に死刑執行が延期されるのみに留まっており、非イスラム法とイスラム法で差異がある。

④ 死刑判決の認証

シャリーア高等裁判所が死刑判決を言渡した後、上訴裁判所への上訴がなされない場合²²⁴⁾、同裁判所は、死刑判決が妥当であるとの認証 (confirmation) を受けるためにシャリーア上訴裁判所へ死刑判決を付託しなければならない²²⁵⁾。この場合、上訴裁判所の認証がなされない限り、死刑は執行されない²²⁶⁾。

シャリーア高等裁判所から死刑判決を付託されたシャリーア上訴裁判所は、シャリーア高等裁判所の死刑判決が妥当であると思料する場合、当該判決を認証することができる²²⁷⁾。一方、シャリーア上訴裁判所がシャリーア高等裁判所の死刑判決が妥当でないと思料する場合、シャリーア高等裁判所への差戻し、シャリーア高等裁判所の判決の修正、シャリーア高等裁判所における再審理の命令、又はシャリーア上訴裁判所が適切であると思料するあらゆる命令をなすことができる²²⁸⁾。

⑤ 国王陛下への報告書の上奏

〈1〉 ハッド犯罪又はキサース犯罪に対する死刑がシャリーア上訴裁判所に

224) 条文上、シャリーア高等裁判所の死刑判決に対して上訴がなされないことが要件として明示されていないが、§ 159 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018 が上訴裁判所の確認と上訴棄却を同列に扱っており、上訴されて上訴裁判所で審理されれば死刑判決のチェックを行うことが達成されることから、上訴裁判所による死刑判決の確認が求められるのは、上訴裁判所への上訴がなされない場合に限定されると考えられる。

225) § 154 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

226) *Ibid.*

227) § 155 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. シャリーア上訴裁判所の判断は全員一致でなされなければならない。§ 155 (2).

228) *Ibid.*

よって認証された場合、又は〈2〉シャリーア高等裁判所において言渡された死刑判決に対する上訴が同裁判所によって棄却された場合、シャリーア裁判所長官は、国王陛下へ有罪認定及び死刑についての報告書を上奏しなければならない²²⁹⁾。

ハッド犯罪又はキサース犯罪以外の犯罪に対して死刑が言渡された場合、シャリーア高等裁判所の裁判長 (presiding Syarie Judge) は、死刑を執行すべきでないとする理由があるか否かについての押印された報告書とともに事件の記録をシャリーア裁判所長官へ送らなければならない²³⁰⁾。シャリーア裁判所長官は、上訴申立ての期日が到来した場合又は上訴の取下げがあった場合、記録及び報告書を国王陛下へ便宜に適う限り速やかに上奏する²³¹⁾。

上奏を受けて、国王陛下は、死刑判決を検討する枢密院会議に出席するよう、シャリーア高等裁判所の裁判長を召喚することができる²³²⁾。国王陛下は、①同裁判長を枢密院会議に召喚した場合には同裁判長を聴聞した後に、②同裁判長を召喚しなかった場合には報告書を検討した後に、シャリーア上訴裁判所へ署名押印した命令の謄本を送付する²³³⁾。

以上のように、イスラム法においては、死刑執行を回避する理由があるか検討する機会を設けているのが特徴である。

⑥ 改 心

シャリーア裁判所が行為者に対して改心するよう命じ、行為者が改心することを望む場合、同裁判所は、行為者が改心の条件を満たして定められた言葉 (*lafaz*)²³⁴⁾ を述べることによってその改心を確認し、その旨を記録した後に、当該行為者の刑罰の免除を命じる²³⁵⁾。

229) § 159 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

230) § 160 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

231) § 160 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

232) § 160 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

233) § 160 (4) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

234) Seventh Schedule of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

235) § 204 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

シャリーア裁判所が行為者に改心するよう命じ、行為者が改心することを拒否した場合、行為者はシャリーア裁判所によって発付された収容令状に基づき、60日以内の期間、同裁判所によって決められた場所に収容される²³⁶⁾。シャリーア裁判所は収容中の行為者に対し、カウンセリングを受けるよう命じることとなっており、以下の全ての収容においてかかる命令をなすこととされている²³⁷⁾。

行為者がこの期間の経過後も改心することを拒否した場合、シャリーア裁判所は1年を超えない期間、その収容を延長しなければならない²³⁸⁾。

延長された期間の終期が到来した後も、行為者が改心することを拒否している場合、シャリーア裁判所は、合理的であると思料する期間、行為者の収容を再度延長するよう命じなければならない²³⁹⁾。

延長又は再延長された収容期間中に行為者が改心することを望んだ場合、収容場所の職員はシャリーア裁判所へ報告書を可及的速やかに提出し、行為者をシャリーア裁判所へ連行しなければならない²⁴⁰⁾。シャリーア裁判所は、行為者が改心していれば、上述の手続の後、当該行為者の刑罰の免除を命じる²⁴¹⁾。

一方、再延長された収容期間の終期に至っても、行為者が改心することを拒否している場合、同裁判所は死刑の執行を命じることができるもの²⁴²⁾、その執行を延期し、同裁判所が合理的と思料する期間、行為者の収容を再々延長することができる²⁴³⁾。

再々延長された収容期間に行為者が改心することを望んでいるかについて、収容場所の職員はシャリーア裁判所へ報告書を提出し、シャリーア裁判所へ行

236) § 205 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

237) § 208 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

238) § 205 (b) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

239) § 205 (c) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

240) § 205 (d) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

241) § 205 (e) (i) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

242) § 205 (e) (ii) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

243) § 206 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

為者を連行しなければならない²⁴⁴⁾。シャリーア裁判所は、行為者が改心していれば、上述の手續の後、当該行為者の刑罰の免除を命じる²⁴⁵⁾。

一方、再々延長された収容期間の終期に至っても、行為者が改心することを拒否している場合、同裁判所が合理的と思料する期間、行為者の収容を再々々延長しなければならない²⁴⁶⁾。

このように、死刑判決が言渡され、改心するように求められた行為者が改心することを拒否した場合、改心するために収容の延長を4度繰り返すことができるとされており、死刑判決を回避するため方策が用意されている。

⑦ キサース犯罪に対する死刑の私和

国王陛下がシャリーア裁判所長官から報告書を受領した死刑判決がキサース犯罪に対するものである場合、直接に又は国王陛下によって権限を付与された者を通して、被害者の相続人²⁴⁷⁾ 又はその保護者 (*wali*) に対して、ディヤの有無にかかわらず、行為者に科されたキサース刑を宥恕し、又は和解 (*badal-al-sulh*) によってキサース犯罪を私和するよう慈悲深い助言をすることができる²⁴⁸⁾。また、国王陛下が被害者の保護者になる場合、国王陛下は、ディヤにより行為者に対するキサース刑を赦免し、又は和解によりキサース犯罪を私和することができる²⁴⁹⁾。

殺人等のキサース犯罪においては、被害者の相続人による宥恕又は私和等が認められているだけでなく、国王陛下が宥恕又は私和を促すことができるなど、死刑執行を回避する可能性を高める所作が用意されている。

⑧ 執行令状

国王陛下は、ハッド犯罪又はキサース犯罪に対して死刑とすることを認める

244) §206 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

245) §206 (3) (a) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

246) §206 (3) (b) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

247) §2 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018; §2 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

248) §159 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

249) §159 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

場合、承認書 (acknowledgement) を発出し、シャリーア裁判所長官へ送付する²⁵⁰⁾。シャリーア裁判所長官は、当該承認書を受領した後、執行令状を発付し、当該令状を刑務所局長 (Director of Prisons) へ送付する²⁵¹⁾。

一方、国王陛下がハッド犯罪及びキサース犯罪以外の犯罪に対する死刑執行を命じる場合、国王陛下は署名した命令書をシャリーア裁判所長官へ送付する²⁵²⁾。シャリーア裁判所長官は、当該命令書を受領した後、執行令状を発付し、当該令状を刑務所局長へ送付する²⁵³⁾。

以上のいずれの場合も、国王陛下は、執行令状による執行の延期を命じることができ、その後、執行のための別の日時や場所を定めることができる²⁵⁴⁾。

⑨ キサース犯罪に対する死刑と相続人

死刑執行がなされるまで、相続人若しくはその代理人又は保護者は、行為者に科されたキサース犯罪を宥恕し、又は和解によってキサース犯罪を私和することができる²⁵⁵⁾。一方、相続人等がキサース犯罪の宥恕又は私和を行わなければ、死刑が執行される²⁵⁶⁾。シャリーア裁判所は、相続人等がキサース犯罪の宥恕又は私和を行なう意思があるか否かを確認するため、キサース犯罪に対する死刑執行の30日以上前に、被害者の相続人へ出頭する命令を発付する²⁵⁷⁾。

被害者の相続人が姿を見せない (*ghaib*) が、その居所が判明しており、出

250) § 166 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

251) *Ibid.* この点について、§ 186 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018 は、判決を言渡したシャリーア裁判官若しくは職務承継者又は権限を付与された裁判所職員が刑罰の執行のための令状を発付するものとしているが、死刑執行の場合は、その重大性等に鑑みて、§ 166が特則となっていると考えべきであろう。

252) § 171 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

253) *Ibid.* この点について、注 (251) と同様に、§ 171 (1) が特則となっていると考えべきであろう。

254) § 171 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

255) § 167 (4) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

256) § 167 (5) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

257) § 167 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

頭命令がその者に到達するとシャリーア裁判所が確信する場合、同裁判所は、実行された犯罪、言渡された判決及び行為者の状況について意見を付して、当該書面が被害者の相続人の住所地に通常の形態で送付されてから180日以内に同人が死刑執行に対する意見を申述する機会を設けるために、同裁判所に出頭することを求める書面を送付する²⁵⁸⁾。

〈1〉シャリーア裁判所へ出頭した被害者の相続人が死刑執行について情報を知らされていない場合、及び〈2〉被害者の相続人が姿を見せず、その居所も不明であって、出頭命令がその者に到達しないと同裁判所が思料する場合、同裁判所は死刑執行を延期し、死刑執行の15日以上前に同裁判所が執行日時等に関する適切と思料する執行の通知を発付する²⁵⁹⁾。

姿を見せていなかった被害者の相続人が死刑執行前にシャリーア裁判所へ出頭した場合、その者は裁判所が有効と思料するあらゆる宗派の法に従って、行為者に科されたキサース刑を宥恕し、又は和解によってキサース犯罪を私和するか否かについて申述することができる²⁶⁰⁾。

カトルル-アムドの場合、15歳以上であって健全な精神状態にある、被害者の相続人は、死刑執行前のいつでも、ディヤの有無にかかわらず、キサース犯罪を宥恕することができる²⁶¹⁾。被害者の相続人が複数いる場合、そのうちの1人のみで、キサース犯罪を宥恕することができる²⁶²⁾。もっとも、被害者が複数いる場合に被害者のうちの1人の相続人又は保護者によってキサース犯罪が宥恕されても、他の被害者の相続人又は保護者に効果を及ぼすものではない²⁶³⁾。また、行為者が複数いる場合に行為者のうちの1人に対してキサース

258) § 168 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

259) §§ 167 (2), 168 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

260) § 168 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

261) § 169 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

262) § 169 (4) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. この宥恕がなされたときには、キサース犯罪を宥恕しない又は私和しない相続人はディヤの分配に与る権利を有する。§ 169 (5).

263) § 169 (6) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

犯罪が宥恕されても、他の行為者に効果を及ぼすものではない²⁶⁴⁾。

被害者の相続人が15歳未満か、健全な精神状態にない場合、ディヤにより、その保護者がキサース犯罪を宥恕することができる²⁶⁵⁾。国王陛下が保護者になる場合も同様である²⁶⁶⁾。

かかる宥恕は、シャリーア裁判所において行なわれなければならない²⁶⁷⁾。同裁判所は、行為者が相続人との間で合意したディヤを支払うための資産を有していることについて確証を得た後に宥恕を認証する²⁶⁸⁾。この認証が行なわれた場合、相続人らは宥恕を撤回できなくなる²⁶⁹⁾。

ディヤは、行為者から被害者の相続人へ現金で直ちに支払われるのが原則である²⁷⁰⁾。例外的に、シャリーア裁判所は、被害者の相続人に受け入れられる支払保証がなされた場合に限って、3年を超えない期間で分割払とするよう命じることができる²⁷¹⁾。

殺人等のキサース犯罪においては、被害者の相続人による宥恕又は私和が認められているだけでなく、宥恕又は私和を行うか確認する手を踏むことにより、ここでもまた、死刑執行を回避する可能性を高める所作が用意されている。

⑩ 死刑執行

内務大臣 (Minister of Home Affairs)²⁷²⁾ は、国王陛下の承認を経て、官報において公刊された通知によって、死刑の執行場所を布告する²⁷³⁾。

264) § 169 (7) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

265) § 169 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

266) § 169 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

267) § 169 (8) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

268) *Ibid.*

269) § 169 (9) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

270) § 169 (10) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

271) *Ibid.*

272) § 189 (5) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

273) § 189 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. 内務大臣は、いつでも、執行場所の閉鎖を命じることができる。§ 189 (2).

死刑の執行の際、執行場所において執行に立ち会うのは、刑務所局長によって任命された職員、医官、刑務所職員、刑務所局長に命令された者²⁷⁴⁾、シャリーア裁判官²⁷⁵⁾及び執行の証人となる3人以上のムスリムである²⁷⁶⁾。

キサース犯罪に対する死刑執行の際には、被害者の全ての相続人若しくはその代理人又は保護者が立ち会う²⁷⁷⁾。相続人若しくは代理人又は保護者が執行に立ち会えない場合、シャリーア裁判所長官は、相続人らの全部又は一部の立会いなしで執行する許可を与えるか、適切と思料する日へ執行を延期することができる²⁷⁸⁾。姿を見せていなかった被害者の相続人が執行に立ち会わない場合、シャリーア裁判所長官は、適切と思料する日まで執行を延期することができる²⁷⁹⁾。

死刑の被執行者がムスリムであれば、執行の前に、条件を満たして定められた言葉を述べることによって改心し²⁸⁰⁾、遺言書 (*wasiat*) を認める機会を与えられる²⁸¹⁾。

死刑は、絞首刑により執行されるのが原則である²⁸²⁾。死刑が絞首刑による場合、被執行者は頸部を絞められるか、頸部が切断されることによって、死に至らしめられる²⁸³⁾。死刑が絞首刑以外の方法により執行される場合、執行開始後直ちに、苦痛なく、尊厳ある死がもたらされる方法が用いられなければならない²⁸⁴⁾。いずれの場合も、シャリーア裁判官が執行令状を確認して執行の

274) § 189 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

275) § 172 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

276) § 189 (4) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

277) § 167 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. 相続人が15歳未満か、健全な精神状態にないときには、保護者がその相続人の代わりに立ち会う。

278) § 167 (6) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

279) § 168 (4) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

280) Seventh Schedule of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

281) § 172 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

282) § 164 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

283) § 164 (1) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

284) *Ibid.*

ブルネイ・ダルサラーム国は死刑執行を再開するのか

適切な実施を確保し²⁸⁵⁾、刑務所局長によって任命された職員が執行する²⁸⁶⁾。

姦通、強制性交等及び肛門性交において科される石打刑においても、シャリーア裁判官が執行令状を確認して執行の適切な実施を確保する²⁸⁷⁾。石打刑は、公開の場所において²⁸⁸⁾、被執行者に性器 (*aurat*) を覆う衣類を着用させ²⁸⁹⁾、縛り付けることなく立たせ²⁹⁰⁾、刑務所の職員が何ら妨害がないことを確実にする²⁹¹⁾。執行は、まず、執行の立会人らが被執行者の両側から被執行者へ石を投げて開始し、その後、刑務所局長によって任命された刑務所の職員が石を投げ続け、被執行者を死に至らしめる²⁹²⁾。この際に用いる石の大きさは、握り拳程度とされている²⁹³⁾。被執行者の犯罪が4人の証人の証言により有罪認定された場合であって、被執行者が石打刑の執行中に逃走を試みたときには、被執行者は拘束された後、執行が再開される²⁹⁴⁾。

証人の証言により有罪認定された場合に、石打刑の執行中に証人の1人が証言を撤回したときには、執行は直ちに取りやめられる²⁹⁵⁾。被執行者の犯罪が本人の自白により有罪認定された場合であって、被執行者が自白を撤回したときにも執行は直ちに取りやめられる²⁹⁶⁾。また、この証明方法による有罪認定

285) § 172 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. イスラム法に基づく死刑についても、非イスラム法と同様に、日時及び場所についての遺漏及び誤り、国王陛下の命令や執行令状における形式面での瑕疵、執行の際の遺漏は、命令又は執行令状に基づいて実施され又は実施しようとする意図される執行を違法とするものではない。§ 188. See § 250 of the Criminal Procedure Code.

286) § 180 of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

287) § 172 (3) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

288) § 173 (1) (a) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

289) § 173 (1) (c) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

290) § 173 (1) (e) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

291) § 173 (1) (d) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

292) § 173 (1) (f) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

293) § 173 (1) (b) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

294) § 173 (1) (g) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

295) § 173 (1) (i) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. See § 87 (1) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

296) § 173 (1) (h) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. See § 86 (1), (2) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

の場合であって、被執行者が石打刑の執行中に逃走を試みたときには、被執行者が自白を撤回したものとみなされ、執行が直ちに取りやめられる²⁹⁷⁾。執行が取りやめられた場合、シャリーア裁判所は、石打刑の被執行者であった者に対して、(a)十分な証拠があれば他の犯罪について有罪判決を言渡すことができる一方、(b)刑の免除の命令をなすことができる²⁹⁸⁾。

いかなる執行方法による場合であっても、執行後、医官が被執行者の遺体を検め、死亡を確認し、執行令状の裏面に署名し、刑務所局長に送付する²⁹⁹⁾。執行令状を受領した刑務所局長は、当該執行令状をシャリーア裁判所長官へ返戻する³⁰⁰⁾。

非イスラム法とは異なり、イスラム法においては、死刑が絞首刑により執行することが明示されている。もっとも、絞首刑を執行する設備及び器械並びに手順に関する詳細な規定は用意されていない。

また、石打刑については、絞首刑よりもやや詳しく規定されている。

前述の通り、石打刑が科される姦通、強制性交等、肛門性交は、密行性が高い犯罪であると言えるため、4人の証人の証言が得られることは決して多くはないように思われる。2013年シャリーア刑法典命令がこれらの犯罪において行為者本人の自白により有罪認定された場合に行為者が自白を撤回できると定めていることを受けて、2018年シャリーア裁判所刑事手続法典命令は行為者が自白を撤回したときの執行取りやめを規定している。こうした規定を踏まえると、これらの犯罪が有罪認定されて、死刑が執行されることは稀であると考えられる。

297) § 173 (1) (h) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. See § 86 (2), (3) of the Syariah Penal Code Order, 2013.

298) § 173 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. いずれの場合も、石打刑の被執行者であった者は、シャリーア裁判所の判断がなされるまで拘禁される。§ 173 (3).

299) § 172 (2) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018.

300) § 172 (4) of the Syariah Courts Criminal Procedure Code Order, 2018. この点について、§ 187 は、シャリーア裁判所へ執行令状を返戻するとしているが、死刑執行の場合は、シャリーア裁判官が立ち会う上、医官による被執行者の死亡確認が必要であることから、§ 172 (4) が特則となっていると考えるべきであろう。

5 2013年シャリーア刑法典命令の施行をめぐる動き

(1) 2013年シャリーア刑法典命令施行に至る経緯

長らく事実上の死刑廃止国であったブルネイにおいて、死刑を法定刑とする犯罪類型の規定を含む2013年シャリーア刑法典命令が發布され、施行されるに至る経緯はいかなるものであったのだろうか。

ハッドの犯罪と刑罰の導入に向けた動きは1996年から見受けられると言う³⁰¹⁾。国王は、犯罪の増加とインターネットを含む有害な国外からの影響に警告を発しており、イスラム教をグローバリゼーションに対する防火壁と位置付けてきた³⁰²⁾。とは言え、東アジアや東南アジアの国家レベルで初めてとなるイスラム刑法である³⁰³⁾ 2013年シャリーア刑法典命令が發布されたのは、前章で紹介した通り、2013年10月22日のことであった。国王は、同命令について、「我々の国家の偉大な歴史の一部」とであると述べた³⁰⁴⁾。

しかし、石打刑や手足の切断を刑罰として定める同命令に対しては、国外から厳しい視線が注がれた³⁰⁵⁾。また、国連人権高等弁務官事務所のルパート・コルヴィル (*Rupert Colville*) 報道官は、「かように広範な犯罪に対して死刑を適用することは国際法に違反する」とし、同命令の施行を延期し、国際的な人権基準を遵守しているか包括的な検証を行うよう説得してきたと言う³⁰⁶⁾。

301) Kamari, *supra* note 7, at 285.

302) Sultan of Brunei unveils strict sharia penal code (30 April 2014), *The Guardian*. Available at: <<https://www.theguardian.com/world/2014/apr/30/sultan-brunei-sharia-penal-code-flogging-death-stoning>>.

303) *Ibid.*

304) Brunei announces tough new code of Islamic law (22 October 2013), *BBC News*. Available at: <<https://www.bbc.com/news/world-asia-24624166>>.

305) Brunei to bring in tough new sharia law (22 October 2013), *The Guardian*. Available at: <<https://www.theguardian.com/world/2013/oct/22/brunei-sharia-law-islamic-flogging-stoning>>.

306) UN concerned at broad application of death penalty in Brunei's revised penal code, *UN News*. Available at: <<https://news.un.org/en/story/2014/04/465902>>.

このような同命令の施行に否定的な海外メディアの報道、国際的な圧力及び同国での反発が影響したこともあってか³⁰⁷⁾、ブルネイは、「避け難い状況」にあるために³⁰⁸⁾、2014年4月22日、同命令の完全施行の延期を明らかにした。かくして、同命令の枢要部分の施行は先送りされることとなり、前述の通り、同命令の一部のみが2014年5月1日に施行されることとなった。

その後も、アムネスティ・インターナショナル（以下、「アムネスティ」とする）が人権勧告において2013年シャリーア刑法典命令が国際人権法と国際人権基準に適合することを求めてその問題点を指摘するなど³⁰⁹⁾、ブルネイに対して国際的に強い圧力がかけられた。例えば、アムネスティは、①死刑を法定刑とする犯罪類型が広範であること、②残虐な刑罰の賦科が拡大すること、③表現の自由や信教の自由が制約されること、④女性に対して公然たる差別が行われること、⑤飲酒や窃盗等の比較的軽微な犯罪にまで鞭打刑や手足の切断のような残虐な刑罰が適用されること、⑥窃盗、規制薬物の所持、移民犯罪等に対する刑罰として鞭打ち刑が予定されており、実際に執行されていることを挙げ、ブルネイが拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment）（国連拷問等禁止条約）を批准するよう求めた。同条約は、「拷問」（同条約1条1）に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる（同条約2条1）とし、「拷問」を刑法上の犯罪とすることを確保することを求めており（同条約4条1）、石打刑等が「拷問」に当たることなろう。そのため、同条約を批准するよう求めることは、2013年シャリーア刑法典命令の完全施行を封じようとするものであった。

この当時、政府高官は、ごく近い将来に施行する見込みであると述べてい

307) Kamari, *supra* note 7, at 285-286.

308) 政府高官が述べたと言う。Kamari, *supra* note 7, at 286.

309) Amnesty International, Brunei's revised Penal Code a dangerous step backwards for human rights (19 September 2014). Available at: <<https://www.amnesty.org/en/documents/asa15/002/2014/en/>>.

た³¹⁰。国王自身も、海外からの批判に対して、「批判者はアッラーの法が厳しく、不公正であると述べているが、アッラー自身はその法が実に公正であると述べていた」と主張するなど、同命令の施行に向けた意欲を示していた³¹¹。

もっとも、この時期、ブルネイにおいて、イスラム法の刑事手続を定めた法令はなく、議論中であった。2015年4月1日にマレーシアの前司法長官は、マレーシアのイスラム刑法についてクアラルンプールで講演を行った際に、ブルネイの状況について触れる中でその点を指摘していた³¹²。また、ブルネイは、2015年9月22日に拷問等禁止条約に署名した。

2018年シャリーア裁判所刑事手続法典命令が発布されたのは、前章で紹介したように、2018年5月5日であり、2019年1月1日に施行されることとなった。これにより、2013年シャリーア刑法典命令を施行した際に、死刑判決を言渡し、死刑を執行する準備が整うこととなった。

2013年シャリーア刑法典命令の死刑を法定刑とする犯罪類型の規定等は、こちらも前章で紹介した通り、2018年12月29日発布の2013年シャリーア刑法典命令施行告示により、2019年4月3日に施行されることとなった。

2019年3月下旬になると、2014年のとき以上に、同命令の施行に対する国際的な批判が高まることとなった。アムネスティは、2014年にも重大な関心を示していたとし、同命令の定める刑罰が、残虐で非人道的で品位を貶めるものであると非難した³¹³。また、ミシェル・バचेレ (*Michelle Bachelet*) 国連人権高等弁務官も、同命令の施行を批判した³¹⁴。さらに、在日フランス大使館

310) Kamari, *supra* note 7, at 286.

311) *Ibid.*

312) *Ibid.*

313) Amnesty International, Brunei Darussalam: Heinous punishments to become law next week (27 March 2019). Available at: <<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2019/03/brunei-darussalam-heinous-punishments-to-become-law-next-week/>>.

314) Brunei's new penal code would enshrine 'cruel and inhuman punishments' UN rights chief warns (1 April 2019), *UN News*. Available at: <<https://news.un.org/en/story/2019/04/1035831>>.

も、ブルネイの新刑法施行を憂慮する声明を発表した³¹⁵⁾。

また、俳優のジョージ・クルーニー (*George Clooney*) は、ブルネイ系の9つのホテルを利用しないよう求めた³¹⁶⁾。歌手のエルトン・ジョン (*Elton John*) も、ジョージ・クルーニーの訴えに賛同することを表明した³¹⁷⁾。

このような動きが国際的に広がりを見せたものの、同命令の施行は再度延期されることなく、施行日の2019年4月3日を迎えることとなった。

同命令が施行されたことに対し、アムネスティは、極めて大きな関心を抱いていることを示し、犯罪とすべきでない行為を犯罪化するものであるとして警告を発してきたことを述べた上で、国際社会が残酷な刑罰を執行するブルネイの決定を非難し続けなければならないとした³¹⁸⁾。また、国連のグテーレス事

315) La France au Japon, Brunei - Nouvelle législation pénale Available at: <<https://jp.ambafrance.org/Brunei-Nouvelle-legislation-penale>>; 在日フランス大使館「ブルネイの新刑法施行」。Available at: <<https://jp.ambafrance.org/article14405>>.

316) George Clooney: Boycott Sultan Of Brunei's Hotels Over Cruel Anti-Gay Laws (29 March 2019), *Deadline*. Available at: <<https://deadline.com/2019/03/george-clooney-sultain-of-brunei-hotels-boycott-beverly-hills-hotel-anti-gay-laws-brunei-1202584579/>>. ジョージ・クルーニーは、「それら9つのホテルに宿泊したり、会合を開いたり、食事を摂ったりするたびに、ゲイであったり、姦通で訴追されている市民に対して石打刑や鞭打刑による死刑を選択する者たちのポケットにお金を直接入れることになるのは明らかである。ブルネイは専制君主国家で、確かにどんなボイコットもそれらの法を変更するのにほとんど影響を与えないかもしれない。しかし、私たちは、これらの人権侵害に対する罰を本当に手助けをしていないだろうか。私たちは、無辜の人々の殺害に財政的支援を与えることで手助けをしていないだろうか。私は、あなたが辱めることができない残忍な体制と長年格闘する中で学んできた。あなたは残忍な体制とビジネスを行う銀行、投資家や機関に恥を知らしめることはできる」として、ブルネイ系のホテル利用のボイコットを呼び掛けた。

317) Available at: <<https://twitter.com/eltonofficial/status/1112070068995870725>>; <<https://twitter.com/eltonofficial/status/1112070070103146496>>; <<https://twitter.com/eltonofficial/status/1112070071290155014>>; <<https://twitter.com/eltonofficial/status/1112070072401580037>>; <<https://twitter.com/eltonofficial/status/1112070073521455105>>. See Elton John joins call for boycott of Brunei-owned hotels (31 Mar 2019), *The Guardian*. Available at: <<https://www.theguardian.com/world/2019/mar/31/elton-john-joins-call-for-boycott-of-brunei-owned-hotels-george-clooney>>.

318) Amnesty International, Brunei must immediately halt plans to introduce ↗

務総長も同命令の完全施行を批判した³¹⁹⁾。

ブルネイ系のホテル利用を控えるよう求めたジョージ・クルーニーの訴えは、広がりを見せた。例えば、ロサンゼルス市の監査役 (controller) であるロン・ガルパリン (Ron Galperin) は、ブルネイ系のホテルの利用をボイコットするよう呼び掛けた³²⁰⁾。また、ドイチェ銀行は従業員に対してブルネイ系のホテルを利用しないように宿泊先のリストを改訂した³²¹⁾。

このように、国際的な反発が広がる中、2019年5月5日、ハサナル・ボルキア国王は、断食月たるラマダン (Ramadan) の開始に当たっての講話において、「20年以上明らかなように、我々はコモン・ローの下での事例に対して事実上のモラトリアム (死刑執行停止) を実施してきた。これはより広い範囲で赦しをもたらすシャリーア刑法典命令の下での事例にも適用されるであろう」と述べて、これまでも非イスラム法において継続されてきたモラトリアムがイスラム法にも及ぶことを明らかにした³²²⁾。また、国王は、国連拷問等禁止条約を批准することに言及した³²³⁾。これは、石打刑を執行しないことを示唆したものと見えよう。

↘stonings and other vicious punishments (3 April 2019), Available at: <<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2019/04/brunei-darussalam-must-immediately-halt-plans-to-introduce-stonings-and-other-vicious-punishments/>>.

319) U.N. slams Brunei's Islamic laws as violation of human rights (4 April 2019), *Reuters*. Available at: <<https://www.reuters.com/article/us-brunei-lgbt-un/un-slams-bruneis-islamic-laws-as-violation-of-human-rights-idUSKCN1RF2ED>>.

320) Available at: <<https://twitter.com/LAController/status/1111769729591439360>>. See Brunei Hotel Boycott Gathers Steam as Anti-Gay Law Goes Into Effect (3 April 2019), *The New York Times*. Available at: <<https://www.nytimes.com/2019/04/03/world/asia/brunei-hotel-boycotts.html>>.

321) Deutsche Bank has removed all hotels owned by the Sultanate of Brunei from its supplier list (4 April 2019), Deutsche Bank Website. Available at: <https://www.db.com/newsroom_news/2019/deutsche-bank-has-removed-hotels-owned-by-the-sultanate-of-brunei-from-its-supplier-list-en-11461.htm>.

322) Prime Minister's Office, Brunei Darussalam, SPCO Clarified (5 May 2019). Available at: <<http://www.pmo.gov.bn/lists/news/allitems.aspx>>.

323) *Ibid.*

一方で、国王は、「シャリーア刑法典命令に関する多くの疑問と誤解が存在していることを憂慮している」としながらも、「しかしながら、我々は、ひとたびこれらの疑問や誤解が雲散霧消すれば、この法の利点が明らかになると確信している」とも述べ³²⁴⁾、同命令の適用になお意欲を見せた。

かくして、ブルネイにおいては、死刑を法定刑とする犯罪類型を含む、2013年シャリーア刑法典命令が形式的には完全施行されることとなったものの、完全施行から1か月余りで、モラトリアム及び国連拷問等禁止条約の批准が表明され、死刑執行再開が遠のいたかのように見えることとなった。

こうした動きは国際社会から一定の評価を受けたものと思われる。もっとも、2013年シャリーア刑法典命令が形式的には有効であることなどから、ドイツの食料、農業及び消費者保護大臣を務めたことがある緑の党のレナテ・キュナスト (*Renate Künast*) が「不十分である」と述べるなど、国際的な批判はなおも燻っている³²⁵⁾。

(2) ブルネイにおける死刑執行再開の可能性

果たして、今後、ブルネイにおいて、死刑執行は再開され、モラトリアム(死刑執行停止)は終わりを告げるのであろうか。すなわち、ブルネイは、事実上の死刑廃止国から死刑存置国へ転じるのであろうか。

まず、確認しておかなければならないのは、ブルネイにおいては、法執行のために、非イスラム法において法令が必要とされているのはもちろん、イスラム法においても、国家が公布する「世俗法」とも呼ばれる諸法令(カーヌーン)が必要と考えられていることである。

前章で紹介したように、ブルネイの非イスラム法においては、死刑執行方法が法令上規定されていないことから、死刑執行を再開するためには、死刑執行

324) Brunei says it won't enforce gay death penalty after backlash (5 May 2019), *Reuters*. Available at: <<https://www.reuters.com/article/us-brunei-lgbt-sultan/brunei-says-it-wont-enforce-gay-death-penalty-after-backlash-idUSKCN1SB0FS>>.

325) Available at: <<https://mobile.twitter.com/RenateKuenast/status/1125114664373882880>>.

方法に関する規定を整備する必要とされるはずである。

しかし、現在までのところ、非イスラム法の領域において、死刑執行方法に関する規定を整備する動きはないようである。

従って、非イスラム法において言渡された死刑が執行される可能性は、現段階では皆無に等しいと考えられる。それゆえ、非イスラム法の領域ではモラトリウムが少なくとも当分の間は維持されよう。

一方、イスラム法においてはどうか。

前述のように、ブルネイは、国際的な批判を受けつつも、2013年シャリーア刑法典命令を形式的には完全施行した。しかし、その後、国王は、モラトリウムが同命令の死刑にも及ぶことと、国連拷問等禁止条約を批准することを表明した。一方で、国王は、同命令全体の適用に意欲を見せた。このような一見矛盾する動きをどのように解釈すればよいだろうか。

確かに、2013年シャリーア刑法典命令の条文のみを見れば、死刑を法定刑とする犯罪類型の適用が懸念される。

しかし、そもそも、ブルネイのイスラム法において、死刑が言渡され、死刑が執行される可能性がないか、あるいはその可能性が非常に低ければ、2013年シャリーア刑法典命令が完全に施行されても、死刑執行が再開される可能性は小さいままであろう。そこで、まず、死刑が言渡され、死刑が執行される可能性について、検討してみよう。

前章で紹介したように、ブルネイのイスラム法において、死刑が科されるのは、大きく分けると、ハッド犯罪である①武装強盗致死、②姦通、③強制性交等、④肛門性交及び⑤背教、並びに、キサーズ犯罪である⑥殺人等、⑦侮教である。以下、前章での分析と重なる点はあるものの、ここでまとめておくこととしたい。

まず、②姦通、③強制性交等及び④肛門性交については、その密行性から、4人の証人の証言が得られることが決して多くなく、行為者本人が自白することも稀であると思われる。また、いずれも、行為者本人の自白によって有罪認定された場合、行為者が自白を撤回できると定められている。そのため、いず

れも、有罪認定されて石打刑が執行されることは稀であると考えられる。このようなこともあって、国王は、国連拷問等禁止条約を批准することに言及し、石打刑を執行しないことを示唆したのであろう。

また、⑤背教及び⑦侮教については、死刑が言渡された後に、改心する機会が何度も与えられうることから、死刑が執行されるに至る可能性は低いと考えられる。

さらに、キサーズ犯罪である⑥殺人等と⑦侮教については、死刑が言渡された後に、被害者の相続人による宥恕又は私和等が認められているだけでなく、国王陛下が宥恕又は私和を促すことができ、宥恕又は私和等を行うか確認する手続を踏むこととなっており、死刑の執行を極力回避しようとする規定が用意されている。そのため、死刑が執行される可能性は低いと考えられる。

一方、①武装強盗致死については、死刑が言渡され、執行されることはありうると言えよう。武装強盗致死は実際に実行されることもありうるものであり、ブルネイのイスラム法において、死刑が言渡され、執行されるとすれば、その犯罪類型は武装強盗致死である可能性が高いと考えられる。

もっとも、前章で説明したように、有罪認定のハードルは非イスラム法に比べてやや高い。また、他の犯罪類型と同様、死刑判決には、2018年シャリーア裁判所刑事手続法典命令において、シャリーア上訴裁判所の認証が必要とされるとともに、報告書の上奏を受けて国王陛下により死刑執行を回避する理由があるか検討する機会が設けられている。

もともと、2013年シャリーア刑法典命令の布告に先立つ2年前、検事総長室 (Attorney General's Chamber) の最高幹部は、シャリーア刑法の違反に対して極めて高い証拠水準を求めるとしていた³²⁶⁾。2019年にも外務大臣が同様の主張を行なっている³²⁷⁾。

この考え方は、伝統的なハッド犯罪の理解と一致するものであった。すなわ

326) Kamari, *supra* note 7, at 284-285.

327) Brunei says controversial Sharia law aimed at 'prevention' (12 April 2019), *BBC News*. Available at: <<https://www.bbc.com/news/world-asia-47906070>>.

ち、神の権利に対するものであるハッド犯罪について、多くの伝承は、アッラーの意思が人間との関係を憐憫や宥恕を基にしていることから、アッラーは常に僕たる人間の罪をできる限り愛の衣で覆い包む用意をしていると言う³²⁸⁾。そのため、ハッド犯罪の処罰を阻止するために最善を尽くさなければならず、証人が犯人に対して証拠を突きつけるのは褒められるべきことではないとされるとともに、犯人は告発されようとも罪を認めることは強制されないのであって、裁判官の前でその自白を取り消すことさえできるとされてきた³²⁹⁾。そのため、イスラム社会において、ハッド犯罪の処罰は、犯人の自白による以外にはほとんどなされてこなかったとされる³³⁰⁾。

ブルネイの2013年シャリーア刑法典命令及び2018年シャリーア裁判所刑事手続法典命令も、伝統的なイスラム法の処罰対象となる行為を拡大したり、処罰を上乘せしたりするものではなく、このようなハッド犯罪の処罰に謙抑的な態度を踏襲していると言える。ブルネイ政府は、イスラム法のこうした特徴を踏まえて、死刑を法定刑とする犯罪類型が実際に適用される可能性は低いと主張しており³³¹⁾、伝統的なイスラム法の処罰の在り方を踏まえれば、あながち不合理な抗弁とは言い難い。国王がシャリーア刑法典命令に関する多くの「誤解」があると述べたのは、イスラム法の考え方が理解されていないことへの不満の表れであったと見るべきであろう。国際的な批判があることも併せて考えれば、武装強盗致死も含めて、死刑を法定刑とする犯罪類型において、有罪認定がなされて、死刑が言渡され、執行される可能性は相当低いと言えよう。

以上から、ブルネイにおいては、非イスラム法においてのみならず、イスラム法においても、死刑執行が再開されず、モラトリアムが継続する可能性が高いと考えられる。ブルネイは、少なくとも当分の間、事実上の死刑廃止国であり続けるであろう。

328) 遠峰・前掲注 (97) 119頁。

329) 同上。

330) 同上。

331) *BBC News*, *supra* note 327.